

平成14年12月13日(金曜日)第4回定例会

出席議員(23名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
24番	井上勝	議員			

欠席議員(1名)

23番	伊藤昭二郎	議員
-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年12月第4回定例会

議事日程第4号

第4回定例会

平成14年12月13日(金)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

一般質問通告書

平成14年12月13日(金)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答弁者
17	学区問題について	平成15年内に供用開始の横道住宅団地の小学校区は、いつ頃、どこの学区に決定するのか。対症療法で済ませるのか、それとも市・地勢的な視・観点から全体を見直すのか、明らかにしていただきたい。教育は近未来への投資及び播種行動であり、速やかに決めるべきものと想うが、当局の対応を伺いたい	5番 荒木春吉	教育委員長
18	医療行政について	市立病院の整備計画について 医療事故の防止対策と情報公開について 後発医薬品の使用について 医療費の窓口委任払いについて	16番 佐藤陽子	市 長
19	駅前活性化対策について	駅前活性化の核となる「なか湯」の存続について		市 長
20	保育行政について	市の延長保育実施に伴う民間の幼児教育施設への影響について 幼児教育連絡協議会について		市 長 教育委員長
21	保健・福祉行政について	身体障害者補助犬への対応について (イ) 身体障害者補助犬の受け入れ対応について (ロ) 市民の理解と協力への周知について (ハ) 民間施設への受け入れ対応について 音楽療法の取り組みと推進について (イ) 音楽療法についての認識について (ロ) (仮称) 音楽療法士の育成について (ハ) 音楽療法についての講座などの開催について (ニ) 音楽療法をモデル的に実践することについて	20番 那須 稔	市 長
22	行政改革について	行政改革大綱を基に、3カ年毎の実施計画を立てながら積極的に取り組んでこられたと思うが、その実績と成果について 残された課題、新たな課題も含めた今後の取り組みについて	13番 新宮征一	市 長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、12 月 11 日に引き続き一般質問を行います。

荒木春吉議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 17 番について、5 番荒木春吉議員。

〔5 番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、通告している事柄について質問をいたしますので、よろしく答弁のほどお願いいたします。

ことしの秋に発表された本市の平成 15 ないし 17 年までの 3 カ年実施計画によると、来年度に横道住宅団地の造成に着手され、10 月ごろには分譲が開始されるとのことでした。

横道地区はこれまでの例では中部小学区となりそうですが、前回の新宮議員の質問によると既に満杯であり、校舎増設の要請がなされた結果、補正予算の措置が講じられました。片や西村山地区の中核校である寒小の生徒数の微減傾向もあって余裕があるとのことでした。

政治と経済が混・低迷する中、我が国は少子高齢化を迎え、難しい局面を迎えています。今 21 世紀は環境・教育・福祉の三つが特に大事かと思いますが、市内に新住宅団地ができれば、特に学区問題は地区民及び各家庭にとって重要なことと思います。

ことしの秋に訪問した隣の韓国では小学校から英語授業が行われ、インドにおいては掛け算の九九ならぬ 11 の位までの掛け算が実施される中、我が国においては教科書無償化のせいで教科書がますます薄くなる中、完全学校 5 日制がスタートしました。総合学習の時間、少人数学級編制及び授業の実施とチームティーチングの採用、学校評議員の活用等矢継ぎ早に展開されています。

今月初めの読売新聞によりますと、陵南中においても英語の授業を三つのクラスに分けて習熟度別授業を実施していました。学区市議と語る会の視察時にもこれは目の当たりにしてきたところです。生徒にとっては、かゆいところに手の届く授業と言えそうです。

さて、今回のノーベル賞は小柴昌俊及び田中耕一の両氏が同時受賞となりました。小柴教授は学生に私はいかに成績が悪かったか、優が少なかったかを公開する先生であり、田中耕一氏はダンスができず、ドイツ語が嫌で東北大工学部を 1 年留年したほどの奇・変人であります。何もノーベル賞を獲得するのが目的ではありませんが、2 氏の人格の陶冶及び薫陶にかかわった人たちのことを思えば、まさに教育は大切だと思います。

通告書で私は「教育は播種だ」と申し上げましたが、まいたからには陽光にさらし、水をまき、堆肥及び有機肥料をふんだんに与えなければ、よき花及び果実は実るべくもありません。園児が児童へ、さらに生徒が大人になるまでには手間及び暇、そして予算とあり余るほどの情愛と熱情が必須であります。

以上のことを成就するためにも、横道地区の学区決定は重要であります。一昨日質問した松田伸一議員と全く同質問ではありますが、再度横道地区の学区はいつごろまで、どの小学校区に通うことになるのかを質問して第 1 問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 学区問題についてお答え申し上げます。

現在、土地開発公社が実施している横道住宅団地造成事業は、平成 15 年度の秋に分譲開始とお聞きしております。

したがいまして、教育委員会としては、分譲開始までの準備期間等を考えれば、遅くとも今年度末までには横道住宅団地の通学区域を決定しなければならないと考え、これまで検討してきたところであります。通学区域を決めるに際しては、安全でよりよい教育環境を確保していくという観点に立って、適正な学校規模を主眼に置きながら、通学の距離や安全性の面などを考慮し検討してきたところであります。

その結果、教育委員会としましては、土地開発公社が分譲する横道住宅団地を寒河江小学校の通学区域とする方向で考えております。

次に、全体的な学区の見直しに対する考え方についてであります。このことにつきましては 12 月 11 日の一般質問の中でも答弁しておりますので、繰り返しにならうかと思いますが、お答え申し上げます。

少子化が進む中であって、本市の児童・生徒数は減少傾向にありますが、ここ数年大きな変化がなく推移しておりまして、教育委員会としては直ちに小学校通学区域の全体的な見直しを行う考えはしていないところであります。

しかしながら、寒河江地区においては、寒河江小学校と寒河江中部小学校の児童数に大きな開きが出てきており、今後さらに大規模な住宅団地造成事業等が計画されていることや、県の少人数学級編制事業が実施されるなど、状況が大きく変わってきております。一方、国においては地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うなど、通学区域の弾力的な方向性を打ち出してきております。

これらの現状を踏まえ、当面は現在の通学区域は現状どおりとした上で、学校の適正規模など一定の条件のもとに、保護者が希望すれば学校選択を可能にするような通学区域の弾力的な運用を寒河江地区内の寒河江小学校及び寒河江中部小学校の二つの小学校で実施していきたいと考えております。

また、来年度から幸生及び田代小学校において、自然に恵まれた小規模の小学校で教育を受けさせたいと希望する保護者・児童に、通学区域外から転入学を特別に認めていく、いわゆる小規模特認校制度も新たに実施していくこととしております。

以上であります。

佐藤 清議長 荒木議員。

荒木春吉議員 答弁どうもありがとうございました。

横道地区の学区は寒小になると聞きましたが、さらに遠いところ、本楯地区ですね、それは中部小に通っているわけです。そこら辺のことを考えると何か解せないものがあるなど。

私の趣味とってはおかしいんですが、南部小学校がありますよね。あれはグラウンドが広くて、西村山地区の小学校の運動大会はそこで開いております。そして、何よりも子供たちが一番遊べるというか、グラウンドのそばに築山があって、その正面のところに今度学校の畑でもやるのかなと私は見ているんですが、ちょっと確認していませんので、それらが近くにあって、すごく環境としては抜群なわけです。

ただ、問題は通学路が完備されてないというか、そこら辺がネックなわけですが、バランスをとる意味からも、寒小学区が悪いというわけではありませんが、何か交差してしまうというか、そこら辺のことがちょっと私はいまいまいちわからないと。もう一回聞いてみたいところというか、それが 1 点と。

中部小学校に行くにも、それとかかわる部分ですが、一応県道の管轄なので市のあれはできないと思うんです。私のうちの前を通っていくわけですが、この間も、陳情ではないですけども、通学路が昔の側溝のふたでかなり穴ぼこが大きいわけです。そこら辺のところも配慮しないとおかしくなってしまうのではないかなと私は見えています。

無理無理少ない学校に押し込めるとバランスがちょっと崩れるのではないかなと私は思っています。親御さんの気持ちを代弁すれば、みんないっぱい生徒さんがいるところに行きたいというのはあると思うんですが、分譲するときのいろいろなセールス文句もあっていろいろあると思いますが、まだ 4 カ月近くあります。だから、熟慮の上にも熟慮を重ねていただいて、そこら辺は年がら年じゅう枝葉のところをいじって対応するのではなくて、幹の部分をしっかり決めていただいて、あとは枝葉のところを柔軟にというか、弾力的にというか、21 世紀らしく決めていくというのがいいのではないかなと私は思うんです。

私の子供も、寒小で言葉の教室というのがありまして、そこに通った経験があってすごくいい学校だと私もわかっています。でも、交差することを考えるといかがなものかなと私は思っています。そこら辺のことを踏まえてもう一回、進めないとは思いますが、考えを聞かせていただければありがたいなと思っています。

佐藤 清議長 教育長。

大谷昭男教育長 2点ほどあったと思います。

第1点は、南部小学校とのかかわりの中でという質問がございました。

先ほど委員長がお答え申しあげましたように、今、寒河江地区内の特に寒河江小学校と寒河江中部小学校との児童数のアンバランス、これを解消しながら適正な学校規模の確保を図るという目的で、ただいま委員長がお答え申しあげたような形で現状のまま、通学そのもの、学区そのものは現状のままとしながら、通学区域のある一定の条件のもとに弾力的な実施を考えていくということでございます。

もちろんその中には、通学途上の安全といったことは十分考慮しなければなりませんし、距離その他考えながら検討していかなければならないと思っています。今、教育委員会で鋭意協議を進めてもらって、ほぼそういう方向性を出して間もなく決定していこうと考えているところでありますけれども、やはり通学途上の安全確保と、それから学校の適正な規模の中で効果的な子供たちの教育の活動が行われるということを主眼としているものであります。

大幹のところという話でありましたけれども、先ほどの委員長答弁にもお答え申しあげたように、国ではもろもろの状況を考えながら弾力的な運用ということを進めております。こういったことを踏まえて、将来一つの課題だろうとは思いますが、これは現在の時点においては先ほど申しあげたとおりの方法でとらえていこうと、進めていこうと思っております。お互いに英知を出し合いながら、将来を担う子供たちの教育に邁進していきたいと考えています。

以上です。

佐藤陽子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 18 番、19 番、20 番について、16 番佐藤陽子議員。

〔16 番 佐藤陽子議員 登壇〕

佐藤陽子議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、市民の要望等も踏まえて順次質問をいたします。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

まず初めに、医療行政について何点か質問をいたします。

初めに、市立病院の整備計画についてお伺いいたします。

市立病院に関する質問は、これまでも数多くの方々がさまざまな観点から取り上げて市長の考えを伺っております。その中でも病院の整備計画については、平成 15 年 8 月までに病床の利用計画を立てなければならないと聞いております。この病床利用計画では、一般病床と療養病床のどちらかを選択する、あるいは一般病床と療養病床の割合をどれくらいにするのかを決めなければならないとのことですが、まず基本に据えなければならないことは、市民の命と健康を守るとりでの使命を十分発揮できるものでなければならないと思います。

人が定住する条件として、身近なところに病院、学校、交通機関があることが挙げられております。病人にとって身近なところで適切な医療を受けられることがどれほど安心で心強いかはかり知れないものがあります。

これまで市立病院は優秀な医療スタッフをそろえ、高度な医療機器を導入して身近なところで適切な医療を受けられるよう努力をしてきました。市民にとっては、この機能をさらに充実させ、診療科目をふやし、全日制にすることや人工透析も受けられる病院にしてほしいと願っております。

また、高齢化が一段と進む中、高齢者の慢性的な疾患もふえており、病院に入院させた場合、長期入院が認められず、3 カ月ごとに病院をたらい回しされております。家族からは、医療を必要とする高齢者をなぜ病院は退院させるのか、一体どこで診てもらえるのかといったいら立ちと不安の声が上げられております。

平成 12 年度から介護保険が施行されました。介護保険制度では利用者の選択に基づいてサービスを総合的に受けることができるとされておりますが、希望するサービスが受けられないのが現状です。介護保険で受けられる施設サービスには特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、それに長期療養を必要とする人が対象の介護療養型医療施設の 3 種類があります。しかし、県内には介護療養型施設はなきに等しく、病状が安定した高齢者は身体に何本も管を入れた状態で退院を余儀なくされ、あちこちの病院をたらい回しにされる状態が続いております。

高齢者にとって医療と介護は切り離すことのできない関係にあります。市民にとって市立病院は命を守るとりとして、救急医療や急性期医療に十分対応できる一般病床と高齢者の長期入院にも対応できる療養病床のどちらも必要な病院です。

市立病院の 160 床は病床の充足度を満たしているのに、増床はできないと聞いております。限られた病床の中で、どのような考えのもとに病床の利用計画を立てようとしておられるのか伺います。

また、市立病院の整備計画については、たくさんの同僚議員が質問しておりますが、平成 12 年 3 月議会の佐藤頼男議員の質問には「平成 13 年に予定している基本構想の中で方向づけをしていく」と答えておられます。また、平成 13 年 12 月議会の柏倉信一議員の質問に対しては「老朽化した旧館の改築や人工透析の導入についても、平成 14 年度の病床利用計画、15 年度には基本計画を策定する予定なので、その中で考えていく」と答弁されております。それが先日の実施計画の説明では基本計画の策定がさらに平成 17 年度に先送りされ

ております。当初の予定が次々と先送りされているのはなぜなのか、現在どのような進捗状況になっているのかお伺いいたします。

次に、医療事故の防止対策と情報公開についてお伺いいたします。

最近、大病院における医療事故のニュースが次々と報告されております。県内においても公立病院における医療事故が次々と明らかにされ、住民の身近な病院で起きたことだけにそのショックは大きく、医療に対する不信と不安をかき立てることとなりました。

その内容も、なぜそんなことがと思われるような初歩的なミスや、もうちょっと注意を払っていれば気づいたであろうと思われるようなミスなどさまざまです。手術室や処置室といった密室の中で何が行われたのか患者も家族も知る由もなく、ただ医師や看護師を信頼し、ひたすら回復を願っているばかりです。

ほとんどの医師や看護師など医療関係者は患者の病気を治すことに誠心誠意尽くしていただきます。しかし、医療事故の現状はいずれも人の命が余りにも軽く扱われていることです。しかも、事故であることを本人にも家族にも報告せずに、病院ぐるみで隠し通すといった行為は言語道断です。人の命を預かる病院として医療事故を未然に防ぐ対策は最重要課題と思いますが、市立病院ではどのような対策をとっているのかお伺いいたします。

また、細心の注意を払っても免れない事故が起こることもあろうかと思えます。万が一そのような事態になった場合には、最善の対応をすることはもちろんですが、本人や家族に対して速やかに情報を公開し、善処すべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、後発医薬品の使用について伺います。

市立病院で後発医薬品を積極的に使用してはどうかという質問は、ことしの3月議会で遠藤聖作議員が取り上げております。市長は後発医薬品については「薬の副作用などの安全性に関する情報提供が不十分なことや、急な製造中止など供給面での不安定性がある」などとしながらも、「受診者の負担軽減や医療費の削減を考慮し、院内の薬事審議会で検討し、幅広く取り上げていきたい」と答弁されています。その後どのように検討され、現在どれくらい使用されているのかお伺いいたします。

さらに、今後使用を広めていくべきだと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、医療費の窓口委任払いについて伺います。

高額医療費の窓口委任払いについて、共産党市議団はこれまで繰り返し一般質問で取り上げ、実施に対する市長の考え方を伺ってきました。市長はその都度「医療受診機関が広域化していることや、医療機関との調整など難しい問題が多い」としながらも、「研究課題あるいは検討してまいりたい」と答弁されておりました。

今回、一般質問初日の佐竹敬一議員の同じ質問に対し、市長は「国保高額医療の貸し付け部分について窓口委任払い制度を実施する」と答弁されました。私たちが申しあげてきた「隗より始めよ」のことわざどおり、市立病院を初め寒河江市内の医療機関に委任払い制度の道を開いたことは医療制度改善への第一歩だと評価し、最初に問題提起した者として心から歓迎するものです。

しかし、今回の委任払い制度は国保加入者のみで該当者が限定されています。この制度を社会保険加入者にも拡大すればもっと多くの人々が二度手間、三度手間の煩わしさから開放されると思うのですが、社会保険加入者へも窓口委任払いの道が開けるように市長は関係機関に働きかけるべきだと思えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、高齢者の高額医療費についてお伺いいたします。

ことし10月より、70歳以上の人の医療費が1割負担あるいは2割負担になりました。これまでの定額払いに比較して医療費が大幅にアップする人が出てきました。厚生労働省は窓口での自己負担分に一定の限度額を設け、限度額以上払った医療費は払い戻すとしています。しかし、高齢者の中には限度額についても、払い戻しの制度があることも知らない人が50%以上もいると報告されています。これらの制度の周知を図っていく

必要があると思いますが、市長の考え方を伺います。

また、限度額を超えた分の医療費は本人が請求しなければ支払われません。500円や1,000円の差額分を返してもらうために、申請書を書き、医療費を支払ったときの領収書を持って市役所の窓口へ届けなければなりません。しかし、入金されるのは二、三カ月も後ということです。医療費負担が大きくなった上に、こんな大変な手続きをしなければ差額分が戻ってこないなんて、高齢者にとってたまったものではありません。医療機関の窓口で簡単に手続きがとれるように、まずは市内の医療機関の協力が得られないかどうか働きかけてみてはどうかと思いますが、市長のお考えを伺います。

次に、駅前活性化の核となる「なか湯」の存続についてお伺いいたします。

本定例会一般質問の初日に高橋勝文議員が同じテーマでの質問をされており、市長の答弁をいただいているところですが、高橋議員の追加質問として市長の考えをお伺いいたします。

私は平成8年の12月議会でもなか湯の存続についての質問をいたしております。平成8年8月、なか湯の廃業に伴い、ふろのないアパートに住んでいる高齢者や足の確保のできない人たちがふろに入れず困っているといった相談が寄せられたことから、なか湯の存続と駅前開発の中で商店街活性化対策として公衆浴場を組み込んでどうかといった質問をしております。市長は答弁の中で「公衆浴場が中心市街地のにぎわいや活性化につながると思う」との考えを示しながらも、「その検討は駅前の各委員会や小委員会の中でしていただく」と答えておられます。

その後、駅前商店街の皆様の熱意と建設業組合青年部の皆様の協力により、平成10年10月よりなか湯が再建され、ふろに入れず困っていた人たちからも大変喜ばれました。あれから2年余、低料金で歩いてでも行ける温泉として地域の方々はもちろん、遠くの人からも親しまれ利用されてきました。この間、管理運営されてきた商店街の皆様の御苦労は大変なものだったと伺っております。

さて、駅前開発の事業も終盤に差しかかり、平成16年度で事業が完了することになっております。その中で、なか湯の存続が非常に危うい状態になっていることは既に御存じのとおりです。具体的には、駅前商店街の方々がなか湯委員会をつくり、行政とともに地権者で温泉権の所有者でもある中村さんとの交渉をしていると伺っておりますが、中村さんは健康上の理由からなか湯の再建はしないと断言しているようで、なか湯委員会としてもさまざまな条件を提示しながら話し合いをしているそうですが、話し合いは難航していると伺っております。

駅前商店街の皆さんは、駅前開発に商店街と中心市街地の活性化をかけて頑張っておられました。しかし、完了を目前にして「この先どうなるのか不安だ」と述べておられます。ある商店の奥さんは「ここになか湯があるから細々ながら物が売れるが、なか湯がなくなったら人通りもなくなり、公園と駐車場だけになってしまう」と不安を語っておられます。

駅前開発は、平成4年度から16年度までの長い歳月をかけ、巨額の投資をして進めてきた事業です。行政にとっても商店街の皆さんにとっても失敗は許されないのです。市長は、私が平成8年に取り上げた一般質問の答弁で公衆浴場が中心市街地を活性化させることを認めておられます。だとすれば、なか湯再建に何がネックになっているのか、そのネックを解決するために財政面も含めた積極的な支援をすべきではないかと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

近年、女性の社会進出は目覚ましく、子育てをしながら働き続ける女性がふえております。さらに、現下の経済不況のもとでは家庭の主婦も現金収入を得るためにパートなどで働かざるを得ない状況にあります。仕事の内容も多様化し、働く時間帯も早朝から深夜までさまざまな形態になっているために、仕事に合わせて子供を見てもらえる幼児施設が求められています。特に都市部では保育所への入所希望者が多く、入所できずに待機している児童が増大していることが大きな問題になっています。

厚生労働省は、平成 10 年、待機児童の緩和策として認可保育所の定員の 125%まで入所させてもよいとしていましたが、昨年 10 月にはその枠さえも取り払って入所させることを認めています。このようなやり方は狭い施設にぎゅうぎゅう詰めといった劣悪な保育を推進することとなり、待機児童を解消する解決策にはなりません。国や自治体は需要に見合った保育環境の整備にこそ力を尽くすべきです。

寒河江市においても、母子家庭の増加や厳しい経済状況のもと、子供を保育園や幼稚園に預けて働きに出る女性がふえており、延長保育や夏休み、冬休み帯の保育希望者や低年齢児保育の希望もふえていると聞いております。

寒河江市での延長保育は、昭和 56 年度から当初最も共働き家庭が多かったみなみ保育所から始まった記録が残っています。当時は延長時間も最長で午後 5 時 30 分まででした。その後、なか保育所でも実施されることとなり、延長時間も徐々に長くなっていきました。今年度からは市内全部の保育所で朝 7 時 30 分から夕方 6 時 30 分までの延長保育を実施することになりました。

私たち共産党市議団は、社会情勢や市民の要望に沿った形で産休明けから預けられるゼロ歳児保育や延長保育を市が責任を持って実施すべきであると言い続けてまいりました。今回、すべての保育所で延長保育を実施することになり、市民の要望が一步前進したものと思っております。

しかし、市内には二つの私立幼稚園と五つの無認可の幼児施設があり、ともに幼児教育や保育を担ってきました。ところが、今回、市の全部の保育所が延長保育を実施するとともに、定員を超えた児童の募集をしたこと、さらには少子化で子供の数が減っていることも災いしたのか、私立の幼稚園や無認可保育所への入所園児が減少し、経営に深刻な影響が出ていると聞いております。

本来、幼稚園は幼児教育の場としての機能を持つものであり、保育所とは目的を異にする施設であります。親の要望や地域性もあってか、寒河江市にある私立幼稚園は保育者のニーズに合わせた延長保育を実施するなど、幼稚園と保育所の両方の機能を持ち合わせた形態となっております。また、無認可保育所は市が実施していないゼロ歳児保育の受け皿となり、公立では対応できない市民の要望を柔軟に取り入れて子育てを担っております。

本来、公立も民間も子供たちを健全に育てるという共通の課題のもとに共存共栄すべきものであり、どちらかが不利益をこうむり、不満を残すものであってはいけません。ゼロ歳児や低年齢児を預かっている無認可保育所は、経営者も保育士も保護者からいただく保育料の中で犠牲的とも思われる待遇に甘んじながら、特色のある保育、子供たちが喜んで通ってくる保育園に努力しています。それでもゼロ歳児 3 人に保育士 1 人の基準保育などは人件費の面から到底かなわぬことであり、1 人の保育士さんが 1 人をおんぶし、1 人をだっこしてミルクを与え、周りにははいはいする子供やベッドに眠る子供がいる中で、事故が起きないように細心の注意を払いながら、保育士さんの愛情と努力なくしては到底できないような保育が行われています。

子供たちが育つ過程の中で、公立と私立とで保育環境に大きな差が出たり、扱いが違ったりすることは許せないことだと思います。財政的な支援なども含めた話し合いの場を持つ必要があると思いますが、市長の考え方をお伺いいたします。

次に、教育委員長にお伺いいたします。

寒河江市には、公立と民間の幼児施設が競合を避け、共存するための調整機能として幼児教育連絡協議会という組織があります。この協議会でこれまでどのような協議がされ、活動されてきたのかをお伺いいたします。

以上で第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは市立病院の病床区分の関係でございます。

平成 13 年 3 月 1 日の医療法等改正法の施行によりまして、現行のその他の病床が療養病床と一般病床に区分され、その他の病床を有する病院は病棟単位でいずれかを選択し、平成 15 年 8 月 31 日までに県に届け出を要することになっております。

市立病院の場合は現在の 160 床がすべてその他の病床であり、今回の法改正に該当し、届け出の必要があることから、病床計画検討委員会を設置いたしまして検討を行っているところでございます。

御案内かと思いますが、療養病床とは長期にわたる療養を必要とする患者を入院させるための病床で、主に脳卒中など慢性的な疾患を抱える患者、いわゆる慢性期疾患患者を対象としたものであり、一般病床とは精神病床、結核病床、感染症病床、療養病床以外の病床で、主に高密度な治療を要する急性的な疾患を抱える患者、いわゆる急性期疾患患者を対象としたものであります。

今回の改正の主な趣旨は、高齢化の進展による慢性期疾患患者の増加に伴い、その他の病床に本来治療手法が異なる急性期疾患患者と慢性期疾患患者が混在し、互いの療養の妨げになったり、医療費増加の要因となっていることから、両者を分離するために療養病床と一般病床を新設したものでございます。

慢性期疾患患者は高齢化とともに増加すると言われておりますが、市立病院の高齢入院患者の推移を見ますと、65 歳以上の高齢者の割合は平成 5 年度が 58%、10 年度が 61%、13 年度、昨年になるわけですが、65%と年々高くなってきております。今年度は内科の診療体制が充実したことなどにより、上半期の割合でございますが、70%となっております。また、昨年度の入院の市町別患者数を見ますと、市内が 60%、西村山 4 町で 29%、その他が 11%でございます。各種の調査で高齢化が一段と進むと報告されている寒河江西村山地域が約 90%を占めているのでございます。

これらのことから、市立病院の入院患者に占める高齢者の割合はますます高まり、慢性的な疾患を抱える患者がふえることが想定され、これらの方々への対応が今後の課題となってくると感じております。しかし、このことに対応するために直ちに療養病床を選択することは大きな課題でございます。

その一つは、療養病床は 1 床当たり、1 ベッド当たりの床面積を 6.4 平米以上、現行は 4.3 平米以上でございますから、その 1.5 倍、6.4 平米を確保しなければならないことから、現在の病床数を減らして対応する必要があるということでございます。

二つ目には、療養病床を一部選択すれば相対的に一般病床が減ることになりまして、急性的な疾患の入院診療に支障を生ずるおそれがあるということでございます。

三つ目には、慢性期疾患患者の入院診療ということで医師や医療スタッフの配置基準が緩和されますが、医師は 3 分の 1 程度でいい、看護師等は 2 分の 1 というように緩和されるわけですが、診療報酬の単価が低水準に設定されているために、現在の人員体制でもっていくと経営面での収支バランスがとりにくいということになります。

一方、一般病床を選択することにも大きな課題がございます。それは、慢性期疾患患者が分離されたことから、一般病棟では近い将来、入院日数、いわゆる平均在院日数の短縮を求められるということでございます。市立病院の平均入院日数は約 25 日となっておりますが、国内では約 30 日、ヨーロッパ諸国では約 10 日から 14 日、アメリカでは約 8 日となっており、厚生労働省は入院日数の長さが医療費増嵩の大きな原因と見て、せめてヨーロッパ諸国並みに短縮しなければならないと考えているようでございます。

したがって、今申しあげましたように、病床計画検討委員会を設置し、これらの課題について調査研究

させておりますので、これらを踏まえて判断してまいりたいと考えているところでございます。

次に、市立病院の整備についてお答えします。

市立病院は市民の健康を守る中核的な施設であり、今後高齢化の進展に伴う受診者の増加が想定され、その役割がますます重要になってくることから、平成元年から本格的な整備に着手いたしまして、第二、第三病棟などが入っている新館を増築しました。そして、第一病棟、それから待合室、検査室などの改修工事も行っております。そして、平成4年から従来の60ベッドから160ベッドに100ベッドふやすことができたわけでございます、病院機能の拡充を図ったきたところでございます。

現在の市立病院については、管理棟、外来棟などは建築してから29年たっております。48年10月に竣工しましたから29年経過しております。配管整備などが老朽化してきておりますし、受診者の増加もあり、診察室や待合室などが手狭になってきております。また、診療に関する状況は、高齢化の進展に伴う疾病構造の変化、医療技術の高度化、専門化、医療機器の進歩など大きく変わってきておりますので、これらに対応し、受診者に最新で良質な医療を提供することが求められております。

しかし、医療を取り巻く環境が国民医療費の増高などを背景といたしまして、診療報酬制度、医療保険制度、老人医療費拠出制度など根幹にかかわる制度のあり方をめぐって、今激しく動いている状況にございます。その帰趨をある程度見きわめる必要があると感じているところでございます。

これらのことから、市立病院整備事業に係る実施計画については、平成15年度に医療需要調査、平成16年度に病院機能調査を行い、着実なプロセスを経てから平成17年度に基本計画の策定にかかることとし、去る11月20日に開催されました全員協議会に提示したところでございます。したがって、一連の過程の中で先ほど申しあげましたさまざまな課題について議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、医療事故の防止対策と情報の公開という御質問がございました。お答えいたします。

近年、医療事故等が新聞・テレビなどで数多く取り上げられ、医療の安全確保に対する社会的な関心が高まり、医療機関における安全対策の拡充が強く求められています。

このことから、国は、ことし10月に医療法施行規則を改正するとともに、同じく10月に診療報酬の算定要件の追加を行いまして、病院の医療安全対策を義務化し、安全管理に関する指針の制定や委員会の開催など医療機関の実施すべき具体的な対策を明示いたしました。

これらのことから、これまでの事故防止及び安全管理面での取り組みの見直しを今年度当初から開始いたしまして、8月30日に医療安全管理の基本となる寒河江市立病院医療安全管理指針を制定いたしました。これに基づく委員会設置など、安全な医療提供と事故防止対策の強化を図ったところでございます。

具体的には、市立病院での医療安全管理に関する取り組みは二つの委員会が中心となり行っております。

一つは、院長を初め各部門の責任者10名で構成する「医療安全管理委員会」であり、病院の安全管理全般にわたる検討、改善策の立案と実施、それから職員の安全教育、重大な事態発生時の対応など総括的事項と重要事項の検討などを主な役割としております。

二つ目には、院内の各部署、各職種の代表者14名で構成する「MRM(メディカル・リスク・マネジメント)委員会」でございます。平成12年6月から毎月1回開催いたしまして、日常の診療業務の中で冷やりとしたり、はっとした事例の収集と改善策の検討などを主な役割としております。

これらの委員会を核といたしまして医療の安全確保のための必要な対策を検討し、改善策を全職員に周知し改善を進めるとともに、医療事故に結びつきかねない危険な事例、つまりニアミスの整理分析などを通じ、一層の医療の安全確保に努めているところでございます。

それから、医療事故が発生したときの対応と公表のあり方についてでございます。

今申しあげました医療安全管理指針に基づき医療事故対応ガイドラインを定めており、これにより対応する

ことにしております。具体的には、まず事故に遭われた患者さんの救命と回復の対応に全力を尽くすこととしており、次に事実経過などを調査し、速やかに患者さんや家族の方などに説明することや、発生時の連絡や報告など必要な手順等を示しております。

また、事故の公表については、医療安全管理委員会で事故の重大性、社会に対する説明責任の必要性の有無などを検討し、必要なケースについては公表することとしております。医療事故など重大な事態に遭遇した場合は、これらの基準に沿って速やかに必要な対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、後発医薬品のことに答弁申し上げます。

薬価の低い後発医薬品の使用は、医療費の総額を抑え、受診者の自己負担の軽減にもつながり、医療費の増高で揺れている医療保険制度を堅持していく上で重要なことであり、国民健康保険を運営する市としてはこれを推進しなければならないと考えているところでございます。

市立病院での後発医薬品の使用については、その製造を行うメーカーの多くが中小の企業であることなどから、副作用などの安全性に関する情報提供が不十分なことや、急な製造中止など供給面での不安定があること、薬の適応症が同じでなく制限があることなど大きな課題を抱えておりますが、今申しあげたとおり、医療費総額の抑制と受診者負担の軽減を図るという見地から、その使用を促進してきたところでございます。

具体的には、市立病院で使用している医薬品の後発医薬品リストを作成し、常勤医師及び薬剤師全員で構成する薬事審議会において各診療科の意見を徴し検討を続けてきたところでございます。その結果、平成14年4月から11月までの後発医薬品の使用は、昨年度の34品目から54品目へと20品目ふえているところでございます。

市民の健康、換言すれば命でございます。これを守るには医療の現場に立つ医師に医薬品の選択を含めて自在に腕を振るってもらえる環境を整えることも重要なことの一つでございます。これらのことを考え合わせながら、後発医薬品の使用促進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、窓口委任払いのことにについてお尋ねがございました。

高額療養費貸付金の委任払いにつきましては、さきの御質問にお答えしたとおり、本市では寒河江市医師会及び医療機関と調整を図りながら15年4月実施に向けて検討していくということでございます。それは、国民健康保険の保険者、これは市が保険者になっておるわけでございますが、保険者として市民サービス向上のために寒河江市内の医療機関に限定し実施するものでございます。

それから、社会保険まで委任払いを拡大できないかという御質問でございますが、社会保険や国民健康保険組合の取り扱いはそのそれぞれの保険者の判断によるものでございまして、私がお答えできるものではないと思いますので、御了承願います。

それから、高額医療費支給制度のPRについてでございます。

これにつきましては病院窓口で説明するなど周知徹底を図るべきでないかということでございますが、市立病院の窓口では制度の説明及び手続を記載したところのチラシを作成し、該当すると思われる方に対し個別に説明をいたしているところでございます。また、市報等においてさまざまな制度について周知を図っているところであり、高額療養費支給制度につきましても定期的に掲載しているところでございます。さらに、制度の周知のため保険証の更新に合わせましてパンフレットを同封しておりますし、今回の制度改正による老人保健医療受給者証の一斉更新の折にもパンフレットを同封するなど周知には万全を期しているところでございます。

それから、ことし10月の健康保険法等の改正があったわけでございますが、これらによりまして老人保健医療受給者の高額療養費対象者が増加すると見込まれるところでございます。これまで同様に市立病院の窓口指導や市報等による周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

また、老人保健の対象者というのは当然のことながら高齢者でありますから、制度を知らなかったことによ

る申請漏れ等を防止するため、支給対象者に対しましては市長名で文書を出して申請をしまいたいというようなことも考えておるところでございます。

それから、駅前の中湯の問題でございます。

これは先日の質問にお答えしておりますが、この存続につきましては、地域の資源である温泉を生かした公衆浴場施設は集客とか交流とか商店街の回遊性という点でにぎわいを形成する商業サービス施設のの一つであるという考え方から、これまで駅前活性化・店舗等対策委員会の中で地元と一体となり検討を重ねてきたところでございます。

なか湯の再建についていろいろネックがあるわけですが、それを見ますと、なか湯をだれが建設するのか、経営運営主体はだれになるのか、利用者数による採算性等が課題となっておりますが、これらについて検討しているさなかでございます。それぞれに複雑な事情があり、いまだ結論には達していない状況でございます。

また、財政面を含めた支援というお話もあったようですが、今申しあげましたように検討しているさなかであり、さまざまな問題を解決しながら粘り強く検討を続けてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、保育行政のことでお尋ねがございました。お答えいたします。

土地区画整理事業や宅地造成事業の積極的な実施やら、あるいは就労の場の拡大などの施策の実施によりまして、県内でも人口増加の数少ない自治体として着実な発展を遂げていることは御案内かと思えます。しかし、昨今の少子高齢化の傾向は本市においても避けることのできない状況となっており、ここ数年の1年間の出生数は400人前後で推移しております。

加えて、今日の核家族化の進行や共働き家庭の増加、雇用情勢の厳しい状況など、子供を取り巻く環境は大きく変化しております。親子関係や友人関係をも含めて子供たちが健やかに育つためには、新たな視点に立った子育て支援が必要となってきました。

これらの子育て支援につきましては、本市では平成9年度に策定しました寒河江市こどもプランに基づき、着実に子育て支援事業を実施してまいりました。この中で、子育てと仕事の両立支援におきましては、多様化する保育需要への対応をうたっており、対策の方向として低年齢児童の保育や延長保育の充実を目指してきたところでございます。

これらの施策の実施に当たりましては、公立保育所としての役割を果たせる保育サービスの充実を目指す必要があることから、昭和57年以降2カ所の保育所で実施していた延長保育について、今年度、平成14年度から6カ所の全保育所で実施したところでございます。御案内かと思えます。

また、私立保育所と他の市内の幼児教育施設及び認可外保育施設が互いに特性と機能を補完し合いながら、これら多様化する保育需要への対応が求められております。

これらのことから、これまでも低年齢児の受け入れと長時間保育の実施を行う認可外保育施設に対しては、入所している乳幼児の処遇向上を図るため補助事業を実施いたしまして、平成14年度では、今年度では5施設に対して総額約680万円の支援を行うこととしているところでございます。

さて、市立保育所の入所児童数は、平成13年度で約490人でございます。全保育所が延長保育を実施した平成14年度は約550人となっております、60人程度増加しておるわけでございます。これは市民の期待にこたえる保育所づくりを着実に実施してきたことへの結果があらわれてきたものと思っております。

御質問にございましたが、この増加の要因が延長保育の実施によるものなのか、あるいは別の要因によるものなのかは実施1年の今の時点では何とも言いえないのが実情であります。今日の厳しい雇用就労環境により保育需要が高まってきていることもその要因と考えております。

しかし、今申し上げましたように、互いに特性と機能というものを補完し合いながら、これら多様化する保

育需要への対応が求められていることを踏まえ、今までも寒河江市こどもプランの策定、総点検の折など市内の公私にわたる保育施設の方々と意見交換の場を設けてきておりますが、今後とも必要に応じ、また要請があれば意見をお聞きする場の設定を行っていきたいと考えておるところでございます。

また、寒河江市こどもプランの総点検を進める中で、今後の児童数の推移を見きわめ、さらに今後の保育ニーズに対応するために公立保育所と他の市内保育施設との役割分担、支援策について検討していく必要もあるかなと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、子育て世代が安心して産み育てられるような保育基盤の整備と多様な保育サービスの実現が肝要であり、その中から保護者が選択して利用できるような基盤の充実が必要であると思っております。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 寒河江市幼児教育連絡協議会に関してお答えいたします。

この幼児教育連絡協議会は、平成 2 年に本市が市内の幼稚園や無認可を含めた保育施設などの方々にその必要性を説明申しあげ、平成 3 年度に発足したものであります。

この協議会は、民間のみならず、市立保育所や幼児学級をも含め、それらの各幼児教育施設等の代表者によって構成された団体であり、その活動の目的とするところは幼児教育に関する研修活動の実施や各施設相互間の連携を図ることにあります。

協議会の具体的な活動としましては、構成団体代表者の合議により役員が選出されるほか、毎年の活動計画が策定され、実行に移されております。この事務局については、会の規則により寒河江市役所に置くこととされておりますので、これまで教育委員会学校教育課においてその庶務会計を担ってきたところであります。

そこで、事務局を預かってきた経過から協議会の活動の一端を御紹介申しあげますと、会の趣旨に基づきまして保育所や民間の施設の相互見学研修、有識者による講演会の開催による職員研修、さらには市外の施設の実地視察研修を実施してきております。また、学校との連携を深めるため、小・中学校代表者との意見や情報交換などの場の設定も行ってきました。

寒河江市幼児教育連絡協議会は発足以来、団体の自主的な取り組みにより、以上のような活動の実施を通じて幼児教育の振興や施設相互の連絡調整を図ってきているところであります。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤陽子議員 1 問にお答えいただきまして、どうもありがとうございました。

医療行政については、病床の利用区分をどうするのかということは非常に難しい問題だと市長も言ってらっしゃいましたけれども、やはりさまざまな要望や需要がある中で、それをどう区分けするかということは非常に難しい問題だと私も思っております。これはやはりいろいろな調査を踏まえた上でということでありましてけれども、なるべく住民の要望に沿ったものにしていただきたいと思います。

それから、基本計画、それが年々先送りされているということについてですけれども、旧館なんかは築後 29 年にもなっているということで老朽化が非常に進んできていると。その中で、もう限界に来ていると市長も答弁されております。ですから、これは早急に見直す時期に来ているのではないかと思うんですけれども、この計画が立てられなければ、人工透析の施設なんかもそれに入るのか、設置されるのかどうかという見通しもないということなのではないでしょうか。やはりこういう人工透析の施設なんかを望んでいる人は、一日も早い、一刻も早い設備の完成を望んでいるわけです。ですから、そういう点ではこの基本計画というものを余り後年度に引き延ばすということがないように、早急に計画を立てながら、その中で市民の要望にこたえるような実施をしていただきたいと思います。

それから、医療事故の問題ですけれども、病院の中で医療安全管理委員会というようなものとか、さまざまな医療事故を引き起こさないような手だてを立てているということでありまして、これは今後とも医療事故の発生しないような管理運営をしていただきたいと思います。

これまでに重大な医療事故というものが発生していないと思っているんですけれども、事故が起きた場合の患者や家族への説明、そして理解というものが得られているのかどうか、まだ引きずっている問題があるのかどうか、そういうことをお聞きしたいと思います。

それから、後発医薬品の使用についてですけれども、昨年度よりも品目がふえて使用しているということで、着々と進んでいるのかなと思いますけれども、薬の種類が 1,000 種類以上あるという中で 54 品目ということですから、まだまだこれは改善をしていける分野ではないかなと思っております。

ことし 10 月から高齢者の医療費の自己負担が定額制から 1 割負担あるいは 2 割負担と引き上げられたわけで、そのために 6 割の方が負担が重くなったと答えておられます。重い病気を抱えている方や複数の薬を使用しなければならない人たちほどこの医療費というのが重くのかかってくるわけです。また、来年 4 月からは社会保険加入者の医療費も 2 割から 3 割に引き上げられるわけです。ですから、このように医療費が高くなるということは、病院での受診を控えるという結果につながっております。

例えば、これは実際にあった近隣のお医者さんでの出来事なんですけれども、在宅で酸素療法をしている高齢者の方、この方は今まで窓口で支払う医療費が 1 回 850 円で済んだと。ところが、これが 1 割負担になったことで酸素療法の費用が 9,000 円にもはね上がったということなんです。ですから、この患者さんはもう病院に来なくなると、医療関係者の人が非常に心配していたという話を聞いております。このように医療費が高くなって、そのために病院に通わなくなったという結果になれば、これは患者さんの命にもかかわる重大なことなんです。

医療費の内容を見てもみると、薬の割合、薬の料金の割合というのが非常に高くなっております。物によっては 6 割、それ以上になっているものもあるわけですから、この医薬品の単価を引き下げることが、患者本人の負担も軽くすることになりますし、また医療費全体を引き下げることにもなると思います。これはいろいろ難しい点もあると聞いております。

この前、遠藤聖作議員が 3 月議会で後発医薬品を取り上げたときに、病院長がいろいろ後発医薬品のことについて説明をしてくださいました。その中で、私たちも非常に勉強になったわけですが、そして今は後

発医薬品の危険性、そういうものがあるかなしかということ審議をしてオレンジブックというものを出していると、このオレンジブックに載ったものについては安全性が確認されていると伺っております。ですから、このオレンジブックに記載されたものの中で、お医者さんたちの共通の認識が得られるように説明をしたり、協力をいただいたりしながら、後発医薬品の使用をもっと広げていただきたいと思います。お願いいたします。

それから、医療費の窓口委任払いについてなんですけれども、社会保険加入者の窓口委任払いは、ちょっと市だけではできないということだったんですが、これは私もそうだろうと思います。ですけれども、市長は自治体の長として、この改善を求めていく、そういう要望をいろいろな場所で訴えていくことはできると思うんです。そういう努力をぜひしていただきたいと思います。

それから、高齢者の高額医療費についてですけれども、一般の外来の患者さんではそんなに限度額から超えて支払いをするということはそんなに頻度が多くないと思うんですけれども、それはもう限度額そのものが高くなっておりますので、そこまで、そこを超えてまで医療費を払うということは、外来の場合、余りないかもしれません。ですけれども、入院をした場合なんか、手術をしたり、高度な療養をしたりという場合には限度額を超えて支払いをしなければならないということが起きてくると思います。

高齢者の老人医療費については貸し付け制度がないということをお聞きしていますけれども、今回、委任払いに該当するのは、国保の中で貸し付けの部分を委任払いできるとなったわけですが、貸し付け制度がない場合は限度額を超えた部分について、それをわざわざ本人が領収書を持って市役所の窓口まで手続をとらなくとも、その入院した医療機関で一定の手続をすればオーバーした分が戻ってくるという手続をとれないかどうか、これは寒河江市内で国保の分を委任払いにするとなっているわけですから、その手続と同じような考え方でできるのではないかと私は思っております。ぜひこれは市長から働きかけをしていただきたいと思います。市長の考え方を重ねてお尋ねいたします。

それから、なか湯の問題ですけれども、今、なか湯委員会の方々がいろいろ粘り強く交渉に当たっているとおっしゃいました。この交渉の中で何とか先が見えてくる、建設できるようになるということが一番望ましいことなんですけれども、もしこの交渉が何としても決裂して前に進まないというような状態になった場合は、市が積極的に後押しをするということが必要なのではないかと私は思うんです。

なか湯委員会の方たちにお聞きしたところでは、建設する用地さえあれば、温泉の支出なんかは商店街といいますが、駅前商店街の方たちで何とかできる見通しがあるんだと、そして採算性についても、今までは管理運営もきちんとした人を置いておかなかったとか、そういうことがあってお金を入れないで入浴するとか、そういうことが非常に多かったために赤字を背負っていたということがあつたようですけれども、新しい施設にして人的な配置もして、そうすれば採算性も合うという見通しを持っているようです。ですから、こういう用地の問題なんか市の方で何とか手だてをとるといふ考えに立てないものかどうか、市長の考えをもう一度お尋ねをいたします。

それから、幼児教育についてですけれども、市の方でもいろいろと私立幼稚園あるいは無認可保育所に対しては財政的な支援もしながら共存共栄を目指しているんだというようなお話であったと思います。

今回こういう私立幼稚園あるいは保育関係者から不満が出たというのは、市の方で延長保育をする、あるいは定員オーバーの人員を募集するというところについて何の連絡もなかったと、そういう事前の連絡あるいはそういう協議の場がなかったということが一つ大きな問題になっているのではないかと思います。

寒河江市には幼児教育連絡協議会というのがあって、その調整役をすると私は聞いていたんですけれども、今、教育委員長からお伺いしましたら、現在のものは平成2年に計画されて平成3年から実施されたというお答えだったように思いますけれども、今の連絡協議会の内容は公私間の幼児教育の親交、そして情報交換というようなものが主な目的でつくられているという内容だったようですけれども、この幼児教育連絡協議会の本来の目的というのはそうではなかったんですね。

私ここに昭和 56 年 3 月定例会の議事録のコピーを持っております。これは 56 年 3 月定例会で遠藤聖作議員が保育所問題について質問をしている内容を議事録からコピーしたものですけれども、この内容を見て見ますと、当時、市立保育所の入所定員が満たない、柴橋を除いてすべての保育所が定員割れをしていたというような状態で、その原因が何かということだったんですが、それは入所を希望する児童がそもそも少なかったということも一つはあると思うんですけれども、近くに私立の保育園や幼稚園ができたこと、このことが結果的には幼児の奪い合いになっているのではないかとというような意見だったわけです。それを解消するために幼児教育連絡協議会というのがあっていいのではないかと遠藤議員は質問しているんです。

その連絡協議会を設置しなさいという、これは県からの依頼書が入っているわけです。この依頼書によりますと、連絡協議会の目的というものは、公・私立幼稚園の連絡協議会を設けてその計画を事前に十分審議するなどして幼稚園関係者の意見を聞く機会を設けることと。これは教育委員会に対して、そういう協議の場を設けてお互いにいろいろな問題を協議しながら連携をとっていけるように調整をすべきだというような内容になっているわけです。

けれども、今の連絡協議会は一たん途絶えた後でつくられた協議会のようです。ですから、本来の機能が失われているというようなことから、再びこの幼児教育連絡協議会の機能を回復するような段取りをしなければいけないのではないかと私は思うところです。

今回はそういう定員をオーバーして募集したとか、それから延長保育をしたとかということが裏目に出ているといいますか、民間の設置者の理解を得られないとなっているのが一番の根本的な問題だと思います。ですから、これからは、今後はさらに子供の数が少なくなるという状況がありますので、子供の奪い合いで不信感とか恨みを持つようなことにならないように、寒河江市の幼児教育あるいは保育教育をどうしていくのかという観点に立って、公立がやるべきもの、話し合いで解決できるものなんかをその協議の場でいろいろ悩みなんかも話し合いながら、財政的な問題も話し合える、そういう協議会をつくるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2問を終わらせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 病院の療養型と一般型の区分でございますが、先ほど答弁申しあげましたようにいろいろな課題があるわけございまして、それを今逐一検討して委員会で審議中ございまして、その結論といいますが、それを待ってみたいと、このように思っております。

それから、病院の建設のことでございますが、この前の実施計画との関連で遠藤議員の方にも答弁申しあげましたが、年度ごとにそれぞれの需要があって変更というか、実施計画の内容が変わってきたわけでございますが、ただ漫然と延ばしたというような問題ではございませんで、引き延ばしを図ったという問題ではございませんで、それぞれに問題がありまして、現在のような状況になったと、こういうことでございます。

1 問でも答弁申しあげましたが、市立病院のあり方というような場合の選択につきましては、検討会で検討しておりますし、いろいろ議論しておりますし、それに沿った形での病院にするための改築等々につきましても、基本計画を策定するために、基本計画にもっていくためにもいろいろそれらも含めて勉強していきたいと、このように思っております。

また、人工透析の話とか管理棟の老朽化の話もあるわけでございますけれども、それらもあわせて今後の病院の問題というものを検討していかなくてはならないと、このように思っております。

それから、事故防止でございますが、重大なものというのは私の記憶では余りなかったのではなかったかなと思っておりますし、それぞれにつきましても、患者なり、あるいは家族の方に十分御説明申しあげていると思っております。

こういうことが言われております。市立病院では御案内のように年間 15 万人に医療を提供しているわけございまして、人為的なミス、先ほど申しあげましたヒューマンエラーというものは、これは絶対避けられるんだというようなことは言われないと、このように思っております。だからといって医療事故を認めるというものではございませんけれども、15 万人もおりますので、ヒューマンエラーといいますが、そういうのは避けて通れないところもあろうかなとも感じておるところでございます。

説によりますと、ドイツの高名な学者でございますところのハインリッヒという方は「一つの事故の背景には 29 の類似のミスがあり、300 のニアミスがある」というような学説を出しておるところでございますが、これは事故防止に対しての基本的な理念をいろいろ説いている中での話であろうと思いますが、そういうことで「冷やり」としたとか、あるいは「はっと」したというような事例というものを収集するところは、この学説で言うところの 300 のニアミスというものを洗い出して、この段階で二重、三重にチェックを行い、事故に至らないところの仕組みというものを整えていくということがやはり必要なことだろうと、このように思っております。そういう気持ちで委員会もあるわけございまして、十分考慮してまいりたいと思っております。

それから、後発の問題でございますが、1 問におきましても答弁申しあげましたけれども、病院の開設者としての市長とすれば、これは経営の面も当然考えなくてはならないわけございまして、また患者のことも考えていかなくてはなりません。ですから、経営の面あるいは患者の負担ということを考えるならば後発医薬品をたくさん使うということも考えられるわけございまして、やはり医師の立場、命を預かるところの医師の立場というところから見れば、やはりこれはいかにして患者の病気を治していくかということでございますから、いろいろ数ある医薬品の中からこれが適したとか、あるいはこれがいいというようなこと、これは医師の判断なり、あるいは対応ということも出てくるわけございまして、趣旨としては皆これは医師だっただけでございまして、患者の命を預かる医師の立場もあるということをお聞きいただきたいものだなと、このように思います。

それから、限度額以上の支払い、委任払い等々によりまして足を運ぶというようなことが非常に少なくなっ

てくと。それにつきましてもこれから医療機関等との協議を進めてまいらなくてはならないわけですので、これらを早く進めてまいろうかなと、このように思っております。

それから、なか湯の問題でございますが、今積極的にいろいろ議論をして協議中でございます。ですけれども、市の用地提供ということになりますと、市が土地を求めるといようなことは、これは一たん仮換地したものでございまして、そして駅前中心市街地整備事業の経過いろいろあるわけでございますし、またこれだけを求めるといのは公平性というものから見ましても非常に難しいと思っておりますのでございまして、いろいろ今議論のさなかでございますから、十分検討委員会で議論していい方法を探っていただこうと、こう思っております。

それから、私立幼稚園あるいは認可外の保育所等の問題でございますが、これまでも全然打ち合わせ会あるいは協議をしなかったということではございませんが、なお一層、今後これらの話を進めていって、寒河江市の児童でございますから、いろいろな公立あるいは私立の機能なり、あるいは特性というものを生かした中で、市内の児童が健全に育っていくように、あるいはまた家族の要請にもこたえられるようにということでの協議は重ねてまいらなくてはならないと、このように思っております。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 残りわずかのようですので、手短に。

なか湯の問題についてですけれども、いろいろと協議を進めているということですが、なか湯の存続ということだけでなく、なか湯の存続ができないとなった場合には公衆浴場の考え方で、市長は公平性もあることだからというふうなことをおっしゃいましたけれども、これは駅前商店街の活性化とともに福祉的な面も大いにあるわけです。ふるのない人とか、高齢者で遠くに行けない方とか、そういう方、または今は外国人の入浴者も非常にふえていると聞いております。ですから、公共面で福祉的な面からも公衆浴場としての存続をぜひ考えていただきたいと思います。

それから、幼児教育についてですけれども、これは連絡協議会というようなものを「要請があれば」というようなことを市長はおっしゃいましたけれども、要請があればというのではなくて、連絡協議会の趣旨としてはそういうものをつくって民間の人たちにいろいろと話を聞く機会をつくるというのが行政の仕事であるという立場で、これは積極的にそういう方たちへの呼びかけをしながら、そして民間の保育所あたりはゼロ歳児という、市役所がやっていない面を受け入れて頑張っているわけですね。ですから、こういう点について子供たちが民間と公立との差の中で待遇が悪いというようなことがないように、施設の面とか保母さんの定数の面ですとか、そういう面で財政的にも支えるというような考え方に立って、共存共栄を図っていくという考え方に立っていただきたいと、このことを要請して終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公衆浴場の件は、なか湯の件につきましては十分今検討しておりますから、それらを待って
いこうと思っております。

それから、私立との話し合いですけれども、私は 1 問では「今後も必要に応じ、また要請もありますれば」と
答えておりますので、何も要請なければしないというようなことは一言も言っておりませんから、お間違い
のないようにお願いします。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時 30 分といたします。

休 憩 午前 11 時 16 分

再 開 午前 11 時 30 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須 稔議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 21 番について、20 番那須 稔議員。

〔20 番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属している政党公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号 21 番、保健福祉行政について。

初めに、身体障害者補助犬への対応についてお伺いをいたします。

ノーマライゼーションの理念に沿って障害のある方が地域社会の中で普通の生活ができるようにするためには、社会参加を阻害するさまざまなバリアを除いていかなければなりません。21 世紀の高齢社会ではバリアフリーの取り組みは急ぐべき重要な課題であります。

社会の仕組みは、大半は健常者を中心につくられているため、視覚障害者や他の身体障害者の人たちは日常生活に大変不便を感じておりますが、それに負けることなく、社会のあらゆる分野で活躍しております。そうした視覚障害者の人たちが町を一人で歩くとき、道路の横断、工事中の道路、陸橋、歩道に置きっ放しの自転車など、健常者でも外を歩くときは危険なときもあります。言うまでもなく、そのような視覚障害者の人たちが道路を歩くときのつえや目のかわりをして安全に道案内するのが盲導犬なのであります。

このような盲導犬を含めた障害者の社会生活を手助けする補助犬が社会の中で十分に活躍できる環境を整える身体障害者補助犬法がことし 5 月に成立し、10 月 1 日から施行しました。同法は、介助犬などの育成体制を整備し、円滑な利用と普及を後押しすることによって障害者の自立と社会参加の権利を拡大することを目的として、体の不自由な人の動作を手助けする介助犬や、聴覚障害者の耳のかわりを務める聴導犬の存在を法的に確立しており、盲導犬に加え、これまでペット扱いされてきた介助犬と聴導犬の 3 種類を身体障害者補助犬と定め、公共施設や公共交通機関での受け入れを義務化しています。さらに、来年 10 月からは不特定多数の人が利用する民間施設でもやむを得ない場合を除き補助犬の同伴を拒否できなくなります。また、職場の事業主や賃貸住宅の家主に対し補助犬を拒めないよう努力義務を規定、補助犬の利用者には犬の衛生状態の確保や十分な管理に努めるよう求めています。

一方、優秀な補助犬を確保するため、指定法人による補助犬の公的認定制度を導入しました。先ほども述べましたように、補助犬とは、視覚に障害のある人を誘導する盲導犬、聴覚に障害のある人の耳がわりをする聴導犬、手足や体の不自由な人の動作を助ける介助犬の 3 種類の犬のことを言いますが、そのうち盲導犬はよく知られております。聴導犬については、インターホン、ファクスの着信音、赤ちゃんの泣き声ややかんのお湯が沸騰する音がすると知らせてくれる役割をしています。外出先では車のクラクションや警報機に反応し、銀行の窓口では名前を呼ばれたら教えてくれるなど、また介助犬は体の不自由な人の日常生活を助けるように訓練されており、床に落としたものを拾ったり、電気のスイッチを操作したり、ドアや引き出しのあけ閉めをするなど、また衣服の着がえをも手伝うし、歩行が困難な人のつえがわりとなったり、車いすの誘導をしたり、障害を持つ人のニーズに合わせた訓練を受けているとのこと、障害を持つ人たちにとってはまさに体の一部と言えます。何より、こうした補助犬の存在によって障害を持っている人も社会参加でき、自立可能になっていくのではないかと思います。

ところが、今まで例えば介助犬を同伴して出勤したら職場で拒否されたとか、介助犬と一緒にだと電車やバスに乗せてもらえなかったとか、盲導犬の場合はその地位が法律で位置づけられ、社会的にも認知されているのでそういう心配はありませんでしたが、介助犬や聴導犬はきちんとした訓練を受けていても法律的な裏づけがないため、駅やホテルで「盲導犬ならいいのですが」と入場を拒否されてしまうケースが多かったようです。

これは何と現在の日本ではバリアフリーに役立つはずの補助犬が逆にバリアになっておりました。

こうした介助犬や聴導犬はそれぞれ全国で 30 頭に満たず、900 頭程度の盲導犬に比べて少なく、介助犬は約 120 人の人が手に入れるのを待っているということでもあります。そして、1 頭当たり 100 万円から 300 万円程度とされる訓練費用がかかるとのことで、まだまだ利用状況は多くありませんが、同法が可決されたことにより、これからはさらに社会地域の受け入れや整備が進んでいくことは間違いないと思うのであります。

それらのことを踏まえながらお伺いいたします。

一つには、市内各公共施設での盲導犬の今までの受け入れ対応についてお伺いいたします。市内で盲導犬と出会う機会がほとんどなかったわけですが、今回の法律が施行される前の現状はどうか、法的にはやむを得ない場合を除いて同伴が認められていると聞いていますが、施設によっては同伴を拒否しているところがあったのかどうかお伺いいたします。

特に、障害者の方が見えることが多い市立病院ではどういう対応をされてこられたのかお伺いいたします。

また、今回の法律の施行を受けて、盲導犬はもちろんのこと、介助犬、聴導犬の公共施設への利用したい方の受け入れについてどのように具体的な対応ができるのかお伺いいたします。

その中で、市立病院という特殊な環境下ではそういう対象の方が見える場合があると思いますが、突然見えたときに職員が奇妙な目で見えたり、待っている患者さんが騒いだりしてはいけません。そんなことのないように病院でも徹底していただきたいと思いますが、それらの対応についてお伺いいたします。

二つには、盲導犬はまだしも、介助犬、聴導犬については余り聞いたことのない市民も多いと思いますので、まずどういうものなのかを知ってもらうことが大切であります。そして、障害者の方の自立や社会参加の促進のために、身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について市民の理解を深めていただくとともに、出会ったときに、盲導犬の場合ですが、触れない、口笛を吹かない、ハーネスに触れない等の基本的な接し方について、ペットと違うことを市民に協力いただけるようあらゆる広報活動を通じて PR をして市民に周知すべきだと思いますが、どのように考えるのかお伺いいたします。

三つ目には、不特定多数が出入りするホテルやデパートなどの民間施設への受け入れについては、明年 10 月から同伴が可能になりますが、今から民間施設への協力の呼びかけが必要だと思いますので、どのような対応をさせていただけるのかお考えをお伺いいたします。

次に、音楽療法の積極的な取り組みと推進についてお伺いいたします。

音楽は、人々に感動や喜び、安らぎを与え、心身を躍動させる不思議な魅力を持っています。そうした音楽の持つ効果を生かした音楽療法(ミュージックセラピー)が高齢者や障害者の心身の機能回復などに役立てられ、その成果が幾つかの自治体で注目を集めております。また、欧米では幅広い分野で有効な治療手段の一つとして音楽療法が定着をしております。

音楽療法は、いわゆる BGM やリラクゼーションのためだけの音楽ではなく、音楽を媒介として心を開かせ、病気の治療や機能回復に加え、それらの人が生きることを援助し、生命及び生活の質の向上に資する、より先駆的な治療方法であります。そして、さまざまな障害を持つ人が音楽活動によって機能を回復させる療法であります。痴呆症や脳血管障害、神経症やうつ病、子供の自閉症や精神遅滞などその対象は非常に広範囲にわたります。

音楽療法の特徴は、障害の度合いに応じて個々のカルテをつくり、その人にふさわしい対応をしていることでもあります。安らぎや躍動感など音楽の持つ特性を活用し、高齢者や障害者の機能回復に役立っている音楽療法が進めば、それが予防につながり、また自己治癒力を増す効果があることは他の自治体の実績を見ても明らかです。また、音楽が心のかけ橋として

まちづくりや人づくりにつながることも大いに予想されます。

また、音楽療法は健康を促進することも大きな目的であります。それは身体的な健康、精神の健康、魂の健

康、感情の健康、すなわち生命及び生活の質の向上にあります。音楽療法は薬物療法や手術のようにその効果を数値であらわすことができないので、その効果そのものを疑問視する向きもあります。しかし、音楽が持つ働きは少なくなく、おなかの底から大きな声で歌えば深い呼吸を必要とするため、大量の酸素を体内に取り込みます。脳細胞の活性化を促進します。手拍子や打楽器の演奏は手や指先を使うので脳への刺激が高まります。懐かしい曲を聞いて青春の輝いた時代を思い起こせば、記憶や感情の回復につながります。

実際、音楽療法を実施している医療機関や介護施設では、心肺機能が強化され、抵抗力が増加した患者、あるいは看護婦を呼び出すナースコールの回数が減ったり、また投薬量が減少したりした病院、寝たきり防止に効果があった施設もあるようです。ごく最近、奈良市の音楽療法推進室と奈良教育大との共同研究でアルツハイマー病の患者に音楽療法の効果があることが科学的データで実証されました。

音楽療法で注目を集めている奈良市は、音楽療法の先進国であるオーストラリアのキャンベラ市と姉妹都市にある関係で音楽療法の検討が早くから行われ、平成7年に奈良市独自の音楽療法士の養成講座を開設いたしました。受講生を奈良市の社会福祉協議会の職員として公募したところ、全国から音楽系の大学出身者や教師など約200人の応募があったようです。その中から10人が選ばれ、医学や心理学などの1年8カ月にわたる実習や講義を経て、市公認の音楽療法士が誕生しております。奈良市音楽療法推進室を設置し、音楽療法士の派遣が開始されております。現在、音楽療法士が13名おりますが、高齢者、心身障害者、心身障害児の三つの分野に分けて施設に派遣しているようです。

我が党の奈良県でのアンケート調査によれば、回答した138施設のうち音楽療法を導入しているのは半数の69施設、このうち特別養護老人ホームは61施設中35施設、心身障害者施設では35施設中18施設が導入していることがわかりました。また、「導入していない」と答えた施設の7割が「導入したい」「関心がある」と回答しています。さらに、音楽療法の現場で活動を実践している人の4割は施設の職員やボランティアであることが判明、半数以上の施設で活動の現場に音楽療法士がいないという実態も浮き彫りになっています。現在、奈良県には音楽療法士は奈良市独自の資格を持つ13人を含め26人しかいないことから、音楽療法士の育成が急務と指摘しています。

音楽療法の効果については、「音楽療法に参加している間は効果がある」「日常生活でも効果が持続」と回答したのは施設関係で約9割に達し、音楽療法士やボランティアの個人では7割を占めています。現場での具体的な効果として、「徘徊老人が着席できるようになった」「無反応の人が反応するようになった」「表情が明るく笑顔が見られる」などが挙げられています。この調査はあくまでも一例にすぎませんが、音楽療法における現状を如実に物語っていると考えます。

これら音楽療法を必要とする施設は全国で数千に及ぶと言われております。療法士はいまだ少なく、療法士を育成し、ふやしていく取り組みも重要であります。対症療法や薬に頼るだけでなく、心と体を一体として見る全人的な医療が求められている時代とも言われております。

以上のことを踏まえてお伺いいたします。

一つには、音楽療法について、必要性、効果、先進地である奈良市の取り組みなどについて紹介をしたわけですが、まだ全国的な取り組みとはなっておらず、新しい分野の一つです。このような音楽療法についてどのような認識をお持ちなのかお伺いをいたします。

二つには、音楽療法に取り組んでいく上で、音楽療法士の資格は欠かせないところであります。現在、民間資格として日本音楽療法学会が認定する療法士が活躍していますが、また奈良市では市独自に音楽療法士認定講座を実施し、自前の資格認定制度を設けております。本市においても市独自に音楽療法士の認定を行う制度を創設するなどの取り組みについていかがなものかお伺いいたします。

三つには、音楽療法のことについてはまだ一般的に普及しておらず、市民の間でも理解度がまだまだ低いところにあります。音楽療法を普及するためには、市民の間に音楽療法の効果や成果などについて知ってもらう

講座を開催する必要があると思います。それらの講座の開催についてどのように考えるのかお伺いいたします。

四つには、市内の福祉施設、特別養護老人ホームなどを選定し、音楽療法をモデル的に実践してみることに
ついて見解をお伺いいたします。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆さんに申し上げます。

会議中は、みだりに席を立ったり、議事の妨害となるような行動をしないように、会議規則に規定してある規律を遵守されるよう求めます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは身体障害者補助犬への対応でございます。

ご指摘のように、補助犬法につきましては、ノーマライゼーションの推進の観点から身体障害者の自立と社会参加の進展を図るためにこの 10 月から施行されたものでございます。この法律により身体障害者の社会生活を支える盲導犬を初め介助犬、聴導犬といった補助犬の法的位置づけが明確化され、あわせて訓練育成と利用の円滑化が推進されるものと期待しているところでございます。

ところで、県内における盲導犬利用者の状況についてでございますが、山形市 1 人、上山市 2 人、米沢市 1 人となっており、本市には利用者はおりません。介助犬、聴導犬につきましては、県内では利用者はないという状況でございます。

また、盲導犬の訓練施設につきましては、全国で 8 カ所、そのうち東北では宮城県に 1 カ所あり、介助犬の訓練施設も全国では数少ないのですが、そのうち上山市に 1 カ所あるとのことでございます。

なお、盲導犬につきましては、犬の訓練費は国と県で負担するため、犬の給付を受ける上での利用者負担はありません。ただし、犬の給付を受けるには利用者も犬と一緒に訓練を受ける必要があり、その期間 2 ないし 3 週間の費用の一部を負担していただくこととなります。さらに、所得や家庭状況から見て利用者等が犬を育てていける状況にあるか、あるいは犬の予防接種、定期検診、清潔保持など利用者としての義務を果たせるかなど、給付に当たっても一定の条件があるようでございます。

そこで質問の件でございますが、市内各公共施設での盲導犬などの受け入れにつきましては、本市ではこの法律の施行にかかわらず、従来から盲導犬などを同伴していることだけをもって市役所を初め市の管理下にある公共施設への受け入れを拒否するということは想定しておりませんし、市の施設等の利用に係る条例及び規則等にも同伴を禁止する規定はないものと認識しております。したがって、今後とも同じ対応になるかと存じます。

ただし、医療施設での対応につきましては、補助犬の清潔保持など衛生上特に問題がないとしても、他の患者への影響など衛生上の見地から特別な対応が必要になるものと思っております。

次に、市民からの理解と協力を得るための周知についてでございます。

身体障害者補助犬法施行を知らせるポスターにつきましては、既に市内各施設や学校等に張り出し、市民への周知を図っているところでございます。補助犬が果たす役割の重要性や市民の協力の必要性を考慮し、今後市報等を通じさらに P R するなど法律の周知を図ってまいりたいと存じております。

補助犬法施行に係る最後の御質問は、来年 10 月から同伴が自由となるホテル、デパート、レストランなどの民間施設での受け入れについてでございますが、どのように対応するのかということでございますが、民間施設側から補助犬に対する基本的な接し方などの理解を得る必要もありますので、来年の施行に向けて協力の呼びかけを行うなど、当該事業所等に働きかけてまいりたいと思っております。

次に、音楽療法の取り組みと推進についてお答え申し上げます。

御指摘もあったように、音楽療法とは音楽という人の心、感情に直接訴えかける媒体を利用し、身体の機能維持向上や心の成長を促す療法でございます。御案内のように、音楽にはリズム・メロディー・ハーモニーが

ありますが、その強弱やテンポ、バランス、使用する楽器の種類等がそれぞれの曲を特徴づけ、人の心を慰めたり、気持ちを落ちつかせたり、また勇気づけたりするものでございます。歌であれば歌詞の内容や歌い方によっても心に響いてくるものが違ってまいります。そのため、音楽は古くから祭事や人々の士気高揚など、いろいろな場面で使われてまいりました。現在でもスポーツ大会の行進曲や職場のBGMなどに使われております。

音楽療法はこのような音楽の持つ性質に療法としての機能を見出しているもので、右脳を活性化し、情緒、精神を安定させるとともに、長期記憶への刺激、回想への導入を図り、コミュニケーション能力の維持、運動能力の減退予防、不適応行動の減少などを目標とするものでございます。音楽が脳波に与える影響については科学的にも実証されており、実際、徘徊・妄想などの異常行動を軽減し、また集団全体の秩序、個人間の関係改善などに役立つとの報告もあるようでございます。

そのような音楽療法でございますから、私は今申しあげましたように人間の感情に直接働きかけ、ストレス解消や心の高揚に効果があり、ひいては身体的な機能改善にも役立つ一つの方法であると認識しております。

しかし、病気を治療する、治すという医学的概念によるものではなく、病気や障害を持つ人々が個人的に、または集団の中で歌ったり、聞いたり、あるいは演奏したりすることによって健康回復の訓練となる心理療法であるとしております。そして、御質問の中にもありましたように、この療法は我が国で療法として歩み始めてからまだ日が浅く、現時点においては一般的に広く認知されているとは言えない状況であり、今後広く浸透していく中できちんとした形で位置づけられていくのではないかと考えております。

市独自の音楽療法士認定制度創設への取り組みについてでございますが、単に音楽を楽しませるだけでなく、音楽的な素養とか、あるいは音楽による療法ともなれば、専門的な知識や技術、そして一定程度以上の経験を積むことが必要と思われまます。そのためには公に認められる資格認定制度も必要かと思ひます。

御指摘のように、既に日本音楽療法士学会では平成9年度から認定審査を行っており、これまで400人以上の認定者が誕生しております。また、幾つかの公的機関による独自の養成、研究そして施設などでの実践例もあるようでございます。

しかしながら、音楽療法自体が未開拓の分野であり、今後どのように進展するか方向性も定まっておられませんので、本市独自の資格認定制度創設については推移を見ながら将来において考えるべきものと思っております。それよりも、現在民間団体日本音楽療法士学会で制度化されているものを活用していく方がより適当と考えております。

県内における認定者は2名のようでございます。保健師・看護師対象の講習会での講演や施設での実践も行っていると聞いております。市としましては、これらの講習会などを通じて音楽療法の基本を習得しながら今後の推移を見ていくべきではないかと思っております。

音楽療法普及のための講座につきましては、保健福祉関係の機関紙やパンフレットなどにおいても若干触れられているにすぎないなど、極めて資料に乏しいこともありますが、必要に応じて各種健康教室やヘルパー研修会などを利用して普及に努めてまいりたいと考えております。

音楽療法のモデル的实践についてであります。市内の福祉施設等でこれを具体化するとすれば、指導者の問題、実践方法や場所、機材確保の問題、現在のカリキュラムとの調整、記録や評価法の確立などいろいろと解決すべき問題がございます。介護保険施設では現在、保険給付対象にならないようであります。これらの点を考慮しますと、今後において研究すべき課題であると思っております。

以上です。

佐藤 清議長 那須議員。

那須 稔議員 それでは、2 問目に入らせていただきますけれども、市長におきましては、私の質問につきまして真摯に受けとめていただきまして御回答いただき、本当にありがとうございます。

最初に身体障害者補助犬でありますけれども、やはり市長の言われるとおり、県内ではまだまだ少なく、寒河江市内でも今のところいないというのが現状ではないかなと思っております。

先ほど 1 問でも言いましたが、今回の補助犬法が国会を通して施行されたということから、これから非常にふえてくるのではないかと。先ほど市長からあったように、犬の訓練費用については、私の第 1 問でも言ったように 100 万円から 300 万円かかるんですけれども、使う利用者の費用、これは国と県でそれぞれ負担をするということで、犬がもらえるというような感じで使えるということであります。それからしますと、この補助犬法ができ上がることによってこの普及が、今までは盲導犬ということしか法的には位置づけがなかったわけでありまして、前回ペット扱いになっておった介助犬あるいは聴導犬というものがそれぞれ法律で認められるということになりますと、この普及が非常に多くなっていくのではないかなと思っております。

特に需要と供給のバランスということなんですけれども、やはり今のところ需要があっても供給が、先ほど市長からあったように訓練センターが全国に少ないということで、どうしても供給できる数が限られてくるということもあるのではなかなか進まないんですけれども、今回のこの法律を受けて、それらのことについても法律で触れておいて、要するに訓練センターの増設などありまして、そうしますと補助犬というものが今後急速に増加を見ていくのではないかなと思っております。

市内も今のところ補助犬がないわけでありまして、該当者、要するに視力障害者、それから聴覚障害者、介助犬などは寝たきり老人などを対象に、必要とする場合はそれぞれ使えるかと思うんですけれども、その辺の該当者が市内にどれくらいの数おられるのかわかっておりましたらお知らせを願いたいと思います。

特に病院の対応は、盲導犬はこれまでおったわけでありまして、盲導犬についてもほとんど市内にいないし、県内でも数が少ないということから、病院に来られる方もほとんどいなかったのではないかなと思っておりますけれども、先ほどの市長の回答の中で、特に病院については特別な対応をしていきたいというような回答がありましたけれども、その辺具体的にどういう対応を考えておられるのか。

特に病院については患者さんもおりますし、当然多くの方々が集まってくる場所でもありますので、普通の一般的な市の庁舎とか、その辺と違った対応が出てくると思うので、具体的にどういう対応を考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それと、これはやはり市民の方が非常に補助犬といいますが、そういうものに対してなかなかなじみがないということで、市長からは先ほど市報等で市民の方にも御理解いただけるような広報をやっていく旨の回答がありましたけれども、その辺十分に市民の方が理解できるような広報といいますが、先ほど私は 1 問でも言いましたけれども、犬の取り扱い、特に盲導犬、それから介助、聴導犬などもあるんですけれども、基本的な接し方もあるのでその辺を含めながら市報等で市民への広報といいますが、そういうものを行っていただきたいなど、このように思っております。

そして、来年 10 月からは不特定多数の方々が訪れる民間施設についても今回の補助犬法が施行したことによって、規制といいますが、それらの補助犬が拒めなくなっていくことになるわけでありまして、特に民間についてはまだ法律のなじみがなかなかないのではないかとということで、先ほど市長からもありましたけれども、民間の受け入れについては各関係者を呼んで、その中で具体的なものについての講習とか、要するに介護的な意味だと思っておりますけれども、その辺も大事なんですけれども、要するに民間施設に補助犬を持った方が入れるような状況、そしてまた国・県の方でも対応については別段どうするかという対応がないんですけれども、具体的に例えばステッカーを張ることによって補助犬を同伴した方がすんなり民間施設の方に入れるような配慮、この辺についてどう考えておられるのか。特にお店あるいはレストラン、デパートといいますが、盲導犬を持った方が入れるつもりではいるんですけれども、その施設がどういうもの

かということはそのステッカー等で判断して入るという場合もあるので、ステッカーの設置といいますか、その辺についてどう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それから、音楽療法でありますけれども、この音楽療法についても新しい分野でなかなかなじみがないということで、市長からもそれぞれ認識の話がありましたけれども、療法的な意味合い、全国でも先ほど第1問で申しあげた奈良市と三重県の桑名市が音楽療法を取り入れてやっているというような市でありまして、まだまだ全国的には普及していないのがこの分野ではないかなと思っているところです。

先ほど市長からは今後の推移を見ながらという話がありましたけれども、音楽療法については奈良県の方でも音楽療法士のことについて、今のところは民間の資格がありますけれども、奈良市の方では独自に市で音楽療法制度をつくっておりますけれども、何とか国に働きかけて国家資格にしてほしいというような要望をなされているようです。

特にこれからは音楽療法が医学的、先ほど市長からはなかなか医学的な面の話がなかったわけでありましてけれども、医学的な面を確立することによって保険適用などについても奈良市の方では国の方に要望というようなこともしているようであります。そういう意味ではこれはまだまだ新しいんですけれども、これからこのものが確立することによって普及が早まるのではないかなと、このように思っております。

先ほど市長の方では、音楽療法士、音楽療法をする場合に音楽療法士がいなければ音楽療法できないわけでありましてけれども、音楽療法の取り組みに対しては今後の推移を見てというような話がありましたけれども、市独自の音楽療法士の創設は今後の推移を見てということで、日本音楽療法士協会が認定している認定制度があります。市長からもその辺の制度の活用という話がありましたけれども、日本音楽療法士学会が認定している音楽療法士制度、これも非常に難しいと言われておりますけれども、市長として今後のこの制度の活用、例えば最後の質問のモデル、要するに福祉施設あるいは介護施設等へのモデル的な意味合いでするんであっても、やはり音楽療法士の制度というものを利用して療法士が現場に行って音楽的な意味合いを含めてやるのが大事かと思っておりますけれども、その辺をするにもやはり音楽療法士の誕生と。県内には先ほど市長からあったように2名ほどしかおりませんけれども、市の方で何とかバックアップしながらその制度の活用をするような働きかけ、要するに考えはないのかどうかお考えをお聞きをしたいと思います。

それから、音楽療法についてはやはり市民の間にもまだまだ理解度がないということでもありますので、市長の方からはそれぞれパンフをつくるとか、あるいはヘルパー等への研修などもありましたけれども、市民の方へのアピール、要するに市民講座の中に音楽療法的な面を入れながら講義といいますか、音楽療法とはこういうものだという事について市民に理解してもらおうというのも音楽療法を普及させる意味で大きなかぎを握っているのではないかなと思っておりますので、内部のヘルパー等への研修会などの持ち方などもわかりますけれども、市民に対してどういう形で音楽療法について理解できるような講座研修会といいますか、その辺どう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

あとは全体的に音楽療法については、先ほどあったように制度がはっきりしていないということで、その制度がはっきりしてから市長の方でもそれぞれ判断していくという話がありましたけれども、その辺はモデル的にやってみる事によって判断するのが一番いい方法ではないかなと、このようにも思っておりますので、音楽療法士というものが市内に誕生したならば、ぜひともモデル、要するに福祉施設あるいは介護施設等をモデルに使っていただいて、どういう形で音楽療法というものがされるのか、ひとつ具体的な取り組みなどもお願いしたいなと、このように思っているところです。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 補助犬のことですが、まずは利用する方がおるか否か、欲しい人もまだこの法律のことを知らないのじゃないかなと、こういうことがあるかと思います。知っておってもまだ助成制度というようなことまで詳しく知らないから動きがないのかどうかその辺がわからないわけですので、やはり法律が改正になって補助犬だ、盲導犬だ、聴導犬だというようなことができたんだよということを普及するということがやはり一番早く進めなくてはならないことじゃないかなと、このように思っております。

そういうことで、該当者が何人ぐらいいるかということについては担当の方から答弁させていただきます。

それから、病院での対応でございますが、これは患者もいることでございますし、私がちょっと考えるには、犬はやはり玄関とか特定の位置で待機してもらって、その後の患者の誘導というのは職員がかわりに対応すると、こういうことあたりが妥当なのではないかなと今思っているところでございます。

それから、ホテル、デパート、レストランの入場のことについてでございますが、やはりこれはこれらの施設に対しまして協力を呼びかけるということが必要だろうと思っております。

それから、身体障害者協会というのが寒河江市にもあるわけですから、そういう団体等の意見を聞いてみたり、あるいは団体の考え方がどうなのかとか、あるいはそういう団体と市も行政も一緒になって行動すればいいのかというようなことを身体障害者協会あたりとも今後話し合っていく必要があるかと思っております。

それから、音楽療法士でございますが、まずは音楽療法というのは、一般の人ですと音楽を聞きながら楽しんだり、あるいは慰めになったり、いろいろあるわけでございますけれども、病気に対して、あるいは心理的な悩みを持っている方に対してどうするかということやはりやってみないと、音楽療法というのはこうなんだということをいろいろ情報を収集しまして、そして保健師、看護師の方については講座を開くなりしてまいろうと。あるいは一般市民に対しては健康教室を通しましてそういうものがあるんだよということをじわりじわり進めていくほかないのじゃないかなと、このように思っています。今、第 1 問目でもお答え申し上げたとおりでございます。

それから、音楽療法士の認定の問題でございますが、これは市独自で認定しても、その効果というのはどうなのか、本当にあるのか、効力といいますか、そういう免許を与えて、あるいは認定を与えても、それが寒河江市だけで通用するものか、ほかの市には通用しないのか、その辺のこともまだわかりません。それで先ほど申しあげましたように、全国の認定士協会というようなものを活用する方がいいのじゃないかなと答弁申し上げたところでございますので、やはり専門にこれまで進めてきた全国の協会あたりから派遣してもらう、あるいはそういう方を引っ張ってきて勉強するというようなことがより妥当でないかと。市独自での認定というものまではちょっとまだ進めないのではないかなという感じをしておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

対象者がどのくらいいるのかということですが、目の不自由な方、全盲かどうかということは別にしまして、目の不自由な方が大体 130 人ぐらい、それから耳が不自由だという方が 250 名近く、もう一つ考えられるのがいわゆる車いす等で、どのくらい利用している方がいるかということになるかと思いますが、うちの方の範疇の中での補助といった方の場合と、それ以外に個々人で民間の店から購入されている方もいらっしゃるという話をお聞きしておりますので、全体人数についてはまだ調査というか、把握しておりませんので、御了承お願いしたいと思います。

佐藤 清議長 那須議員。

那須 稔議員 市内の方にも該当する方がいるということでありまして、特に今、車いすの話がありました。市内の方でも結構車いすで移動されている方がおられます。車いすについては介助犬なんですけれども、車いすの誘導をしたり、それから車いすで何らの支障があった場合に介助犬がそれぞれ取り組むような形になっておりますけれども、寝たきりの老人、市内にも車いすのほかにも寝たきり老人が結構おられるかと思っておりますけれども、結構な数になるのではないかなと思っております。

そうしますと、先ほどあったように、費用が無料でもらえると、介助犬がもらえると。ある程度養育センターに行って 2～3 週間一緒に暮らしてその一部の経費を払わなければならないとなりますと、やはり該当者は補助犬法ができたおかげでこれから急速に伸びてくるのではないかなと思っております。そういう意味では、例えば公共施設あるいは民間施設等々の受け入れ、先ほど市長からありましたけれども、その辺はひとつ十分に御配慮しながら取り組んでいただきたいなと、このように思っております。

それから、音楽療法でありますけれども、特に音楽療法については市長からあったようにまだまだ確立されていないという分野で新しいことでもありますけれども、だからこそこれは具体的にどこかモデルをやって、市長も考えているようでもありますけれども、どこかモデルを具体的にやってみて音楽療法の効果というものを確かめてみるべきものではないかなと、このように思っております。ですから、さっき市長からあったように、民間の音楽療法士、全国で数百名の方がおられますけれども、例えば市の方でその方あたりを派遣していただいて、市の方のどこかモデルケース的な介護施設あるいは福祉施設を選んでいただいてやってみるということが、より早く音楽療法というものに対する理解度が高まっていくのではないかなと思っておりますけれども、その辺市長としてどう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

以上で 3 問終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほども答弁申しあげましたように、やはり保育士とか医療療法士とか、あるいは一般市民とかを対象にした講座とか健康教室とか、そういうものを議員がおっしゃるようにモデル的にやってみるといようなこともこれはやぶさかでないと、このように思っておりまして、全然わからなくて議論するというんじゃなくて、やはり実際に一歩足を進めて、どういうものか、あるいはみんなからこれが受け入れられる、好まれる、もっと普及してほしいという声になるか、やはりモデル的なものをすることは十分検討してまいりたいと、このように思います。

新宮征一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 22 番について、13 番新宮征一議員。

〔13 番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 一般質問最後になりましたが、私は緑政会の一人として、近年の厳しい行財政環境をかんがみ、通告 22 番本市の行政改革について伺います。

多くの国民の信頼と期待をバックに構造改革を主とした大行政改革を唱え発足したのが今の小泉内閣でありました。

ところが、予測もしなかった政治不信をさらに増幅させるようなさまざまな問題が次から次と発覚し、その対応に追われながら行政改革もままならず、あの B S E 問題に端を発したさまざまな食品の偽装表示や、最近では無登録農薬の問題など食の安全性の欠如によって消費者の購買意欲を減退させ、冷え切った食品マーケット、さらには多くの不良債権処理問題、そして企業の倒産やリストラによって失業者が急増し、失業率も過去最低の 5.5% を記録するなど景気の低迷は今なお回復の兆しささえ見えず、国民の我慢もいよいよ限界に達しつつあると言っても過言ではありません。

こうした社会的、経済的背景によって国も地方自治体も税収の伸びはほとんど見込めないことから、今後ますます厳しい財政事情を強いられることは火を見るよりも明らかであります。

しかし、行政に携わる立場にあっては、このまま座視しているわけにもまいりません。限られた財源をどのように生かし、いかに効率的な行政運営を行うかが今後最大の行政課題であると認識しなければなりません。今こそ行政改革の必要性を再認識するとともに、真の行政改革を国民一人一人が、市民一人一人が真剣に考えなければならない最も大事な時期に来ていると思うのであります。

今、国においては、省庁の再編を試み、さらには公団の民営化などを真剣に議論されるなど改革に向けて積極的に取り組もうとしている姿はうかがえるものの、いつどのような形でどのような効果が見込めるかさえ皆目検討がつかないのが実情であります。

さて、こうした中、本市においては、本格的な高齢化社会の到来とともに、情報化、国際化の急速な進展や環境への関心の高まり、価値観の多様化など急激な社会情勢の変化に対応すべく、昭和 61 年、寒河江市行政改革大綱を策定されました。効率的な行政運営を目的に事務事業の見直しから公共施設の設置及び管理運営まで六つの重点事項を柱としたもので、この間 O A 化の推進、民間委託、一部組織機構の見直しなど事務の簡素・効率化に努められ、多くの成果を上げてこられたものと思います。

さらに、その後も社会情勢は年々変化の度合いを増し、高齢化と相まって少子化の現象が加わり、今では少子高齢化社会と呼ばれるようになりました。また、平成 7 年の地方分権推進法の施行により、ますます地方自治体独自の行政改革が強く求められるようになったことから、平成 8 年 5 月、それまでの大綱を引き継ぐ形ながらも、複雑多様化する市民の行政ニーズに対応しつつ、限られた財源の中で効率的な行政効果を発揮し得るものとして新たな行政改革大綱が策定されたものと思われま。

これら行政改革大綱に定めた重点事項を基本に、3 カ年を 1 スパンとした実施計画を示しながら、幼児学級の見直し、I T 関連業務への取り組みやグラウンドワークの推進など幅広くその具現化に向け実践してこられたものと考えますが、これまでの実績と成果について示していただきたいと存じます。これまでもその都市报等によって公表はなされてきていると思いますが、この際さらに市民にも広く知ってもらうためにも改めて伺います。

次に、今後の取り組みと方針について伺います。

今示されている実施計画は平成 13 年につくられたもので、来年、平成 15 年を最終年度とするもので、い

よいよ終盤に入ります。経常的経費の節減や民間への業務委託、市単独補助金等の廃止・合理化、新規補助金の抑制など、これからも継続的に取り組まなければならない事項や地区公民館長の民間人登用の問題など、まだまだ残された課題もあろうかと思われます。また、花・緑・せせらぎ推進課の新設や、今話題になっております市町村合併との関連なども何らかの形で行革とのかかわりが出てくることも考えられます。

さらにもう一点、昨年12月定例会の一般質問で私は環境ISO 14001の認証取得について市長の考えをお尋ねいたしました。その際市長は「経費の節約節減は、現在も全職員からの提案などを求めながら、電気、水、紙などの使用の徹底した節約節減や再生紙の利活用などを行っているが、さらに徹底してISOの認証取得に結びつけてまいりたい」と大変前向きで力強い御答弁をいただいております。

この環境ISOの問題は、単なる環境保全の問題のみならず、職員の意識改革の面でもその効果は高く評価されるものと信じております。行政改革とも合意に相通ずるものがあるものと考えます。改めて市長のお考えをお伺いするとともに、日々変遷する今日の社会情勢の中にあって、また新たな課題も出てこようと思われますが、行政改革に対する今後の取り組みについて市長の御見解を承って第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

本市の行政改革の実績、成果等についてまず申し上げます。

社会経済情勢の変化に対応した簡素でかつ効率的な市政の実現を推進するため、寒河江市行政改革推進委員会というものを設置いたしまして、委員会に行政改革大綱を策定するに当たっての意見を求め、その答申を受け、市長を本部長とする寒河江市行政改革推進本部で、行政改革大綱の策定と実施計画を策定し、行政改革に取り組んでおります。

お話がございましたように、市の行政改革大綱の第 1 回目は昭和 61 年 2 月に策定されております。第 2 回目は本格的な高齢化社会の到来と情報化、国際化の進展、生活の質や環境への関心の高まりなど社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政の確立に対応すべく新たな大綱を策定する必要から、平成 8 年に行政改革推進委員会に意見を求め策定したのが現在活用している行政改革大綱でございます。

その大綱では行政改革推進のための重点事項として、御指摘のあったように 6 項目でございまして、事務事業の見直し、二つには時代に即応した組織機構の見直し、三つ目は定員管理及び給与の適正化の推進、四つ目が効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進、五つ目が行政の情報化の推進による行政サービスの向上、最後六つ目が公共施設の設置及び管理運営についてほか市議会について、それぞれこれまでの取り組み、当面の取り組み、今後の課題と推進策をまとめておるわけでございます。

大綱をより具現化するために、平成 10 年度から 12 年度までの 3 力年と 13 年度から 15 年度とまでの 3 力年間の 2 回にわたり行政改革大綱実施計画を策定し、行政改革に積極的に取り組んできているところでございます。御指摘のとおりでございます。

平成 10 年度から 12 年度までの実施状況につきましては、昨年 5 月に議員懇談会で報告しておりますが、改めて申し上げますと、行政改革を実施するための細部の項目は 38 項目でありました。実績といたしましては、白岩出張所の廃止を初め中央公民館の三泉分室の廃止、社会保健課と地域福祉課を統合して健康福祉課にしたことや議員定数の削減など 35 項目にわたる改革を実現いたしました。その達成率は 92% でありました。

現在取り組んでいる実施計画は平成 13 年度から 15 年度における計画でございまして、細部の項目は 23 項目でございます。まだ計画期間を 1 年残しておりますが、現在取り組んでいるものを含めて申し上げますと、国民年金組合事務交付金の廃止を初め介護保険訪問調査業務委託の推進、幼児学級の廃止、住民基本台帳ネットワークシステムの整備など 20 項目が達成されておまして、達成率は 87% でございます。

まだ具体的に実現に至っていないのが、職員の能力開発推進の一環としての人材育成基本方針の策定と行政サービスの向上としての戸籍のコンピューター化、三つには公共施設の管理運営としての地区公民館長の民間人登用の 3 件ではないかと思っております。

この 3 件の現在の検討状況を申し上げますと、人材育成基本方針では職場の学習風土づくりの推進、職場研修の充実を網羅したところの方針も来年度、平成 15 年度中に策定し、職場個々人の公務能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

戸籍のコンピューター化につきましては、迅速及び正確性の両面での円滑な窓口サービスの実現を目指す上で取り組まなければならない事業ではございますが、さきの振興計画の実施計画でお示し申し上げたように、当面は住民基本台帳ネットワークシステムの構築、さらには財務会計システムの構築をした後と考えておりますので、平成 15 年度までの期間内での実現はできない状況となってしまいました。

次の、地区公民館長の民間人の登用でございまして、教育委員会において現在、県内各市の状況とか、平成 2 年に答申された「寒河江市における生涯学習推進体制のあり方と生涯学習振興の方策」を踏まえ検討中であ

りまして、平成 15 年度の計画期間中までに一定の方向、例えば当初から四つの地区公民館全館ではなく、まず手始めに一部の地区公民館について答申を踏まえながら分館長の民間人登用の導入を検討されておる状況でございます。

次に、今後の取り組みについての見解ということが問われました。

今申しあげましたように、現在の行政改革の取り組みは、平成 8 年度に策定した行政改革大綱に基づいているものでございます。大綱策定時は、地方分権の推進、高齢化社会の到来、情報化・国際化の進展、価値観の多様化といった社会情勢の変化に対応し、市民の多様なニーズにこたえた活力あるまちづくりを進めるために策定されたものであります。

現在の行財政改革大綱策定から 6 年が経過した今日でございます。21 世紀を迎え、地方分権は実行の段階に入っております。基礎的自治体である市町村は自己決定と自己責任のもとでさまざまな行政分野において地域の実情に応じた個性あるまちづくりを展開していくことが必要とされております。また、少子高齢化社会の急速な進展、住民の日常生活圏の広がりや高度化・多様化する住民ニーズに対応するためには、行財政基盤の強化と効率的な行政運営をより一層進めることが喫緊の課題となっております。

さらに、御指摘もございましたが、国、地方を通じて厳しい財政状況下にあります。地方への税源配分や地方交付税、補助金の見直しなど地方行財政制度そのもののやり方も検討されている状況でございます。このような状況の中で将来ともみずからの判断と責任で市民に行政サービスを提供していくには、今まで以上に行政改革に努め、経費を削減して効率的な行政体制づくりを進める必要があると考えております。このため、行政改革大綱もこの大きな変革を遂げている社会情勢の変化に対応していかなければならないと思っております。

国、地方を通じて構造改革を迫られておる現在でございますので、一般的ではございますけれども、行政改革の視点として考えられるものを挙げれば、一つにはやはり市町村のあり方、行財政運営そのものを内から外から見直すことだろうと思っております。そして、内から見直すということになりますれば、従来の狭義というか、狭い道と申しますか、そういう行財政改革の推進ということと評価の徹底だと、このように思います。そしてまた、外から見直すということになりますれば、広域的な一部事務組合の共同化の推進、そして市町村合併ということになるろうかと思っております。

二つには市と市民間の役割、負担、あり方というものを考えていくことだろうと思っております。サービスをより徹底して、そしてまたその負担のあり方というものを考えていくということがあろうかと思っております。

そして、三つ目には市と民間の関係でございます。市の施設の管理委託あるいは市の業務の委託ということを通しまして民間の経営感覚を取り入れて効率的な行政運営と行政サービスの向上というものをねらっていかなければならないだろうと、こういう視点をとっていく必要があるろうかと思っております。

現在の実施計画が終了する平成 15 年度を踏まえ、新たな大綱を策定しなければならないと考えているところでございます。

また、一方、今も申しあげましたが、画期的な行財政改革手法と言われておりますところの市町村合併があるわけでございますが、当寒河江西村山でも議論されております。市町村合併が実施されれば、現在の市の枠を越えた広い範囲での行財政改革というものを進めていかなければなりませんので、今後合併問題がどのように進むかというものを見きわめた上で新たな行政改革大綱の策定に対応していきたいと思っております。

それから、環境 I S O の問題でございます。

環境 I S O、すなわち I S O 14001 の取得につきましては、先ほどもお話がございましたように、昨年 12 月に議員から御質問がございました。その後、庁内に I S O の取得に関する研究を行うための組織体制案づくりや基礎データの収集などの準備を進めてきたところでございます。さらには、I S O を取得している自治体へ出向き勉強してきたところでございます。

I S O を取得している自治体では、公共事業における環境負荷の軽減として、建築廃棄物のリサイクル率を

高めるとか、電気、燃料、紙、水などの使用量の削減、ごみの削減など環境負荷の軽減を図るための環境目標を設定するとともに、市民や民間企業の環境に対する意識の高揚などに取り組んでいるようでもございました。また、認証を取得する際の費用、さらには3年ごとの更新審査にも相当の費用がかかっているようでもございました。県外のある自治体では、認証を取得したものの、その後の更新登録をやめた自治体もあるようでもございます。そうしたことから、本市としては必ずしも必要ではないのではないかと思っているところでもございます。

現在、ISO取得と同じ内容として徹底した経費の節減に取り組んでおります。その内容としましては、全職員からの経費の節減節約の提案をもとに平成13年1月、昨年1月に61もの経費の節減節約項目を通知し、昼休みの消灯や庁内の消耗品の一括購入の促進など、電気、水、紙などの使用の徹底した節約節減を行っているところでございます。

その取り組みの成果として、庁舎内のパソコン普及が進み電気使用量が増加する状況にある中においても、平成13年度において庁舎の光熱水費を約11%、額にして約160万円の削減を実現することができました。さらに、コピーと印刷用紙の購入費につきましても約23%削減しております。

また、本市の環境を大切にすイメージアップにもつながる対応としましては、去る10月に花・緑・せせらぎ推進課というものを新設し、美しいまちづくりについて市民や企業への意識の高揚にも取り組んでおりますので、当面はこれらのことを一層推進して、今後においてもISOの取得と遜色のない対応をしてまいりたいと考えておるところでもございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 ただいま 1 問に対する御答弁をいただいたわけでありませうけれども、これまでの取り組みの中で、大変立派な成績と申しますか、成果をおさめてこられました。これに対しては改めて敬意を表するところであります。

順序は逆になるかも知れませんが、地区公民館長の民間人登用の問題ですね。これも平成 15 年度からですか、一つの方向性というものを見出すために研究してまいりたいというような御答弁でありましたけれども、やはりこれらなども行政改革の一つのある意味では目玉になるのではないかなという感じは持っているわけでありませう。そういうことから、今後も一気ににはできないにしても、やはりそういう一つの流れをつくりながら、ある程度の時間をかけながらそういう方向性に持っていただきたいということを申しあげておきたいと思っております。

それから、今ありましたように環境 ISO の問題なんですけれども、今、市長の答弁の中にもあったとおり、まさにかなりの経費がかかることは私も承知しておりました。最初の取得する段階でもかなりの金額がかかりますし、3 年ごとの更新時にもまたばかにならない審査料もかかるということもありますので、これだけ行政改革を叫んでいるさなかでありますから、むしろさっきの市長の答弁の中でそれと見合ったような一つの改革に対して、行政改革に対して庁舎内で取り組んでいるんだというお話がありましたので、こういう折に必ずしもそういう経費をかけることがどうなのかなと、改めて私も考えさせられたところであります。

市長の今の答弁では、今後の課題と申しますか、残された大きな重点事項と申しますか、項目と申しますか、その中でも定数管理と適正化を今挙げられたようであります。もちろんこれらはこれからの一つの大きな課題だと思っておりますが、私なりにちょっと考えていることは、やはりこれまで事務事業の見直し、いわゆる大綱あるいは実施計画の中でも一番真っ先に来ている事務事業の見直しということで、かなりの成果を上げられたことは十分認識をいたしております。

ただ、その中で、特に市の単独補助金の廃止・合理化あるいは新規補助金の抑制ということで取り組んでこられたわけでありませうけれども、この辺も今後の一つ大きな課題ではないかなと。確かにいろいろな実績を上げられましたし、わかっている部分でも十分私も理解はしているんですけれども、これらの抜本的な見直しはこれから本当に必要ではないかなと。

一つの例を申しあげますと、これは昨年の予算審議の際の総括質疑だったと思っておりますけれども、補助金の一部について例を申しあげれば、労働福祉会館の補助金の件、総括質疑の中で質問させていただいた記憶がございます。これは 30 何年前ですか、公民館とか、そういう施設もない時期につくられた一つの施設であって、その後、金額にしては大した金額でないんですけれども、二十六、七万円だったと思っておりますが、これが毎年恒常的に補助金として出されているわけです。当然補助金というのはいろいろな角度があるわけですから、すべてが補助金はだめだとか、そういうことを申しあげるのではなくて、補助金あるいは負担金というものをもう一度本当に根底から見直す時期ではないかなと。

例えば、今申しあげました福祉会館の実態などを見ましても、ほとんど使われていないような状態なんですね。しかも、仏壇の展示即売会とか、あるいは質流れ品の即売会、中には今大変社会問題になっているところの催眠商法の会場に使われているとか、そういう状況なんですよ。また、特定の政党の看板なんでも掲げられたり、公共性として果たしてこの施設がいいのかどうか。いい悪いというのは私が判断するものではありませんけれども、何でこういうことを申しあげるかといひますと、私が一番近いのではないかなと、議員の中では。直線にして二、三百メートルのところにあります、日々その実態を見ているわけです。もう何十年も前からそういう一つの補助をつけた、これを毎年また予算を計上する、当然今回出された決算を見ても 26 万何がしだったと思っておりますが、予算措置がされている、これは当然ですけれども。そういうふうなもともっと時代

の流れ、30年前につけたその補助金あるいは負担金というものをもう一度この辺に来ては見直す時期ではないかなと私は強く感じているところであります。

それから、この補助金というのは予算書なんかを見ましても、19節の負担金補助及び交付金というところにあるわけですがけれども、何々連絡協議会負担金、何々連盟負担金、何とか友の会補助金というような形で数え切れないほどのものが並んでいるんですね。これが本当に必要なかどうかというのは、不必要だということは今私が申しあげているのではありませんけれども、先ほど一つの例を挙げたように、もう何十年も前からものが慣例に倣ってそのまま予算を要求し、それを予算に計上して予算措置をやっているのではないかなと。これは私の単純な考えですので、もしそうでないとすればお許しいただきたいんですけども、こういうことがかなりあるのではないかなという気がするんです。これは何の目だったか、項だったかわかりませんが、ベテット病友の会あるいはリウマチ友の会とか、いろいろあるんですね。それがいい悪いは別なんですけれども、それから金額の多少ではないと思うんです。

先ほど市長からもあったように、職員のそういうものに対する意識の改革、これが一番大事な時期ではないかなと。確かに金額にしましても2万、3万から十何万あるいは二十何万という数がいっぱい羅列されているわけでありまして、時代の流れによって不必要になっているものがないかどうか、その辺の徹底的な検証といいますか、調査なども必要ではないかなと思うわけでありまして。上がってきたものに対してこういう2~3万の金額まで、百数十万の予算規模の中で金額から言えば非常に微々たるものなんですね。市長も一々これは何で必要なんだかどうだと、そこまでやっておられるのかどうかわかりませんが、これは職員みんなが、特にここにおられる管理職の皆さんがもっともときちと精査をして予算要求をする、そういうところまで一つ踏み込んでいただきたいということを申しあげたいと思いますが、市長のお考えをお伺いできれば幸いです。

2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

やはり行政改革大綱というようなものは、掲げてただ飾っておくというものじゃございませんでして、やはり上げたことは実現する、一つでもいい、二つでもいい、これを実現することに持っていくということが大切だろうと思っております。それをすることによって市民の意識も変わりますし、あるいは職員の取り組み方も変化をしますし、何よりも効率的な行財政運営というものに持っていかれるわけでございますので、やはり実現していくということが必要だろうと思っております。

それから、地区公民館長の民間人の登用でございますが、やはりこれは民間人の持っているところの知識なり経験なりというようなものを取り入れて公民館活動の中に反映させる、そしてまた地域のことを熟知している、これは職員であっても熟知しているわけでございますけれども、そのことによって地域の方々、そして地域と公民館というものの一体性というものをより一層強くさせるということになればいいかなと、このように思っておるわけでございます。

それから、ISOでございますが、これもそれにかわるものとしまして、先ほども答弁申しあげましたが、13年1月からいろいろな提案を各課から受けておるわけございまして、そしてすぐ実施するものと今後実施を検討するものと、そして行革の実実施計画に上げるものに分けまして、区分しながら一つでも多く実現していこうということで、ISOにかわるものとしての実質的な取り組みをやっておるところでございます。

それから、定数管理の問題、特に人件費に係るわけでございますけれども、これは一般質問第1日目のときに石川議員に答弁申し上げておるところございまして、ここでは省略させていただきますが、何にしましても人件費、物件費というものにつきましては、経常的な経費、毎年そしてまた膨らんでいく傾向のものでございますから、それらについては十分考慮を払っていかなくてはならないと思っております。

それから、負担金補助金でございます。いわゆる法令外負担金と言っているものでございますが、これは寒河江市のみならず、国もそうですけれども、山形県下の全市町村、この法令外負担金の削減ということには頭を痛めて、何とかして減らしていこうという方向で取り組んでいるものでございまして、毎年10%削減というのを試してみたりしておるわけでございますけれども、それでもどれかを切るとか、どれかを廃止することになりますと割とこう、やはり切りづらいんでございまして、本当の話、ですから一律10%削減というような方向になりかねないわけでございますけれども、やはりそこは英断をもってゼロベースからの見直しというようなものを図って、そしてその団体にとりまして、負担金補助金を受けるところの団体にとりまして本当にどうなんだというようなことを、これは伸ばす、これは減らす、これは廃止というような方向にゼロベースからの考え方というものをとっていかなくてはならない代物だろうと、このように思っております。

来年早々になりますと、この審査委員会というのを、助役が委員長でございますが、開きましていろいろ検討させていただきたいと思っております。先ほど御指摘ございました会館のことにつきましても十分調査させていただきたいと、このように思っております。

何にしましても、行財政改革というものはやはり意識改革というものが大切でございまして、お話もございましたけれども、意識改革を進めるということを通してやはりその気になってもらわなくてはならない。これは職員はもちろんでございますけれども、市民にもその気になってもらって、行財政改革というものが今回の構造改革の波が大きく押し寄せている中で、本当に必要なんだというようなことを徹底していかなくてはならないと思っております。従来までのしきたりでこれまでの既得権があるとか、あるいは従来からしているからというようなものを思い切って振り切るというところの勇氣というものが必要なことになってくるだろうと、このように思っております。

以上です。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 市長のただいまの答弁に大変情熱的な、しかも大変な意欲を感じたところであります。

最後に、行政改革に終わりはない、行政改革にはやはり意識改革が大前提であるということを申しあげ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

発言訂正

佐藤 清議長 私から発言訂正の許可について申し上げます。

12 月 10 日に行われた一般質問の遠藤議員の発言に関して、遠藤議員より「問題はタイム」を「問題はタイムより着順」に、「公式の計時は全部タイム」を「公式の記録は全部着順」に訂正したいとの発言訂正の申し出があり、議長において許可しております。

散 会 午後 2 時 2 1 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。